

MINISTERIO DE GANADERIA
AGRICULTURA Y PESCA

DIRECCION GENERAL DE SERVICIOS GANADEROS

DI.LA.VE. "Miguel C.Rubino"

DIVISION PATOLOGIA

FICHA No.: 0802/95

FECHA DE INGRESO: 19/07/95

VETERINARIO: Dr. Leonardo Lesa

DEPARTAMENTO: Durazno

PROPIETARIO: El Aguara. Capurro Hnos.

ESPECIE: Bovino

MATERIAL REMITIDO: Autopsia (3)

RESULTADO:

Se realiza la necropsia y se retiran muestras de 3 animales a los cuales se denominaran A, B y C. El animal A y B fueron realizados el 18/07/95 (primera visita) y el animal C fue realizado el 20/07/95 (segunda visita)

Animal A

PATOLOGIA

NECROPSIA

Se realiza la necropsia de un bovino macho castrado, cruce Normando con estado general de bueno a regular de aproximadamente 18 meses y sin signos de autólisis.

El animal fue sacrificado por exanguinación aguda, destacándose un color rojo brillante (rutilante) de la sangre y una hipocoagulabilidad.

Se observa una leve a moderada ictericia a nivel de mucosa bucal y ocular y en piel de ventral de abdomen.

Se distingue a nivel de cavidad abdominal una colección líquida de aproximadamente 200 cc de un color amarillo ambarino traslucido. Se destaca unas hemorragias petequiales a equimóticas a nivel de peritoneo siendo mas notorias a nivel de omento mayor

y en el límite omaso ruminal.

Se distinguen también hemorragias petequiales en tejido subcutáneo de ventral de cuello y paredes abdominales, apreciándose un leve edema subcutáneo a nivel de espacio intermandibular.

El hígado se encuentra moderadamente aumentado de tamaño con sus bordes redondeados y al corte rezume moderada cantidad de sangre y presenta en todo su parénquima un aspecto de "nuez moscada". Su consistencia es normal a firme en algunas áreas.

La vesícula biliar se encuentra severamente dilatada con un contenido líquido no muy espeso de color verde y la pared de la misma presenta un moderado a severo edema.

En rumen se observa un contenido pastoso de color verdoso con tonalidades rojizas, con desaparición de los estratos ruminales y con moderada fermentación pero con olor normal característico.

El omaso se encuentra con una consistencia firme con su contenido muy seco y una leve congestión de las hojas omasales.

El abomaso presenta un leve edema de la mucosa con la presencia de erosiones lineales de aproximadamente 2 a 3 cm de longitud y de color rojo negruzco.

A nivel de intestino delgado se visualiza un contenido de tipo mucoso, siendo más evidente el mucus a nivel de intestino grueso.

A nivel renal se observa en el polo superior de riñón izquierdo una formación quística de aproximadamente 3 cm de diámetro, y un leve edema de papila a nivel de riñón derecho.

La vejiga se encuentra moderadamente dilatada con orina de un color ambarino oscuro.

Ambas adrenales se encuentran levemente aumentadas de tamaño, manteniendo una relación normal entre corteza y médula.

A nivel de cavidad pericárdica se observa una colección de aproximadamente 40 cm de un líquido traslucido de color ambarino.

En epicardio a nivel del surco coronario se distinguen moderadas hemorragias de petequiales a equimóticas, mientras que en endocardio a nivel de ventrículo izquierdo se visualiza una severa hemorragia equimótica.

Los pulmones no presentan lesiones de significación.

El sistema nervioso central presenta una leve disminución de su consistencia con un plexo coroideo moderadamente congestivo y un moderado aumento del líquido cefalorraquídeo de consistencia filante y transparente.

Se verifica una disminución de la consistencia ósea a nivel de las costillas y una disminución de la médula ósea roja.

Principales lesiones encontradas

Ictericia

Deshidratación

Hígado en "nuez moscada"

Hemorragias petequiales y equimóticas multifocales diseminadas en subcutáneo, peritoneo y epi y endocardio.

Enteritis catarral

Impacto de omaso

Abomasitis erosiva en región fúndica.

HISTOPATOLOGIA

- 1.- Hígado: Se observa una moderada hemorragia y necrosis a nivel centrolobulillar con una moderada a severa degeneración vacuolar en los hepatocitos remanentes, algunos de los cuales presentan un tamaño mayor con un núcleo grande vesicular y un nucléolo eosinófilo prominente. Se distingue una leve a moderada proliferación canalicular con una severa proliferación de las células de Kupffer, y una leve retención biliar intrahepática. Se visualiza un leve a moderado exudado inflamatorio a predominio de células mononucleares difuso por todo el parenquima.
- 3.- Hígado: similar a número 1.
Corazón: Se observa a nivel de epicardio una severa hemorragia localmente extensa. En miocardio se distingue una leve hemorragia multifocal con presencia de quistes de Sarcosporidios.
- 4.- Adrenal: Se distingue una moderada congestión multifocal.
Pulmón: Se visualiza una leve a moderada congestión difusa.
- 5.- Ganglio: Se observa a nivel de senos medulares la presencia de gran número de macrófagos cargados con un pigmento granular amarronado (hemosiderina) y un menor número de células polimorfonucleares.
Timo: Se visualiza una leve congestión.
- 6.- Riñón: Se visualiza una leve hiper celularidad del glomérulo con una leve congestión del ovillo glomerular. A nivel tubular se observa una leve vacuolización de las células epiteliales y una leve a moderada congestión siendo mas marcada a nivel corticomédular.

7.- Bazo: Se visualiza una leve a moderada congestión a nivel de pulpa roja mientras que a nivel de pulpa blanca en los centros germinativos se visualiza un moderado número de células en mitosis.

Vesícula biliar: A nivel de la mucosa se visualiza una leve hiperplasia epitelial. En submucosa se observa una moderada congestión y edema con un leve infiltrado de tipo mononuclear y acumulos multifocales de células linfoides.

8.- Intestino delgado: Se observa un leve a moderado infiltrado inflamatorio linfoplasmocitario difuso.

9.- Intestino delgado: Las lesiones son similares al número 8 pero se distingue la presencia también células polimorfonucleares pero en menor número.

10.- SNC: Corteza cerebral: Se observa una leve a moderada congestión con un leve edema y una leve a moderada prominencia de las células endoteliales.

11.- SNC: Ganglios basales: Similar a número 10.

12.- SNC: Tálamo: similar a número 10.

13.- SNC: Hipotálamo: similar a número 10.

14.- SNC: Mesencéfalo: similar a número 10.

15.- SNC: Obex: similar a número 10.

16.- SNC: Cerebelo: similar a número 10.

17.- Rumen: Se visualiza un leve edema a nivel de submucosa.
Reticulo: Se observa un leve edema submucoso.

18.- Abomaso: Se visualiza una necrosis superficial segmental de la mucosa con una moderada congestión difusa y un leve infiltrado de células mononucleares. En submucosa se distingue un leve a moderado edema.
Omaso: Se observa un leve edema a nivel de submucosa.

Principales lesiones encontradas

Hígado: Moderada a severa necrosis hemorrágica centrolobulillar.

Corazón: Moderada a severa hemorragia epicárdica localmente extensa.

Riñón: Moderada congestión difusa con leve degeneración tubular.

Intestino: Leve a moderada enteritis catarral difusa aguda a subaguda.

SNC: Leve congestión y edema difuso.

PATOLOGIA CLINICA

FUNCIONAL HEPATICO Y RENAL - MINERALES

	ANIMAL A	VALOR NORMAL
Proteínas totales	61 mg/dl	62-90 mg/dl
Albumina	31 mg/dl	30-36 mg/dl
Globulinas	30 mg/dl	30-35 mg/dl
Relación A/G	1	0.8-1.2
ASAT	396 UI/l	hasta 75 UI/l
Gama GT	189 UI/l	hasta 20 UI/l
Creatinina	1.1 mg/dl	1-1.5 mg/dl
Fosfatasa alcalina	91 UI/l	18-160 UI/l
Fósforo (P)	3.5 mg/dl	4.5-7.8 mg/dl
Calcio (Ca)	8.8 mg/dl	9-12 mg/dl
Magnesio (Mg)	1.7 mg/dl	1.7-3 mg/dl
Cobre (Cu)	1.10 mg/dl	0.6-1.2 mg/dl

ANALISIS DE ORINA

Densidad: 1030
pH: ácido
Proteínas: 1 gr/l
Glucosa: negativo
Cuerpos cetónicos: negativo
Urobilinógeno: normal
Bilirrubina: negativo
Sangre: negativo

HEMOGRAMA

Leucocitos totales: 14.800/mm³. (Normal: 4 a 12.000/mm³)
Eritrocitos: 7.330.000/mm³ (Normal: 5-10 millones/mm³)
Hematocrito: 27%. (Valor normal: 24-46 %)

BACTERIOLOGIA

Los materiales (hígado, bazo, sangre, líquido pericárdico, líquido de ascitis, bilis y orina) se procesaron para aislamiento de Clostridio spp, microorganismos microaerofílicos y aerobios, no obteniéndose ningún crecimiento bacteriano luego de 4 días de incubación.

LEPTOSPIROSIS

A la prueba serológica de MAT no se encuentran títulos a Leptospira spp.

PARASITOLOGIA

En frotis de sangre no se visualizan hemoparásitos.

ANIMAL B

PATOLOGIA

NECROPSIA

Se realiza la necropsia de un bovino macho castrado, cruza con estado general regular de aproximadamente 18 meses con una moderada autólisis.

Las mucosas ocular y bucal se presentan levemente ictéricas.

Se observan hemorragias petequiales a equimóticas a nivel de músculo subcutáneo en la región escapular, en peritoneo visceral y a nivel perrrenal.

El hígado se encuentra moderadamente autolítico pero es notorio el aumento de su tamaño con visualización de bordes redondeados y al corte rezume una cantidad importante de sangre. Al corte presenta un aspecto de "nuez moscada".

La vesícula biliar se encuentra con severamente dilatada con un contenido líquido de color verde oscuro y la serosa presenta una extensa hemorragia equimótica.

En rumen se observa un contenido pastoso seco de color verdoso con tonalidades rojizas con olor normal característico.

El omaso se encuentra con una consistencia firme con su contenido muy seco.

A nivel de intestino delgado se visualiza un contenido de tipo catarral.

A nivel renal se visualiza áreas multifocales extensas con una coloración mas clara a nivel de la superficie, que penetra algunos milímetros a nivel de la corteza.

La vejiga se encuentra moderadamente dilatada con orina de un color ambarino oscuro.

Ambas adrenales se encuentran levemente aumentadas de tamaño.

En corazón se observa una severa hemorragia que se extiende por toda la pared del epicardio del ventrículo izquierdo.

Los pulmones presentan una moderada congestión difusa por todos los lobulillos.

Se constata una disminución de la consistencia ósea a nivel de las costillas.

Principales Lesiones Encontradas

Ictericia

Deshidratación

Hígado en "nuez moscada"

Hemorragias petequiales y equimóticas multifocales diseminadas en subcutáneo, peritoneo y epicardio.

Impactación de omaso.

HISTOPATOLOGIA

2.- Hígado: En un espécimen moderadamente autolítico se distingue una severa necrosis hemorrágica centrolobulillar con una leve a moderada proliferación de canaliculos biliares. Los hepatocitos remanentes presentan una moderada a severa degeneración vacuolar.

19.- Hígado: similar a número 2.

20.- Corazón: Se observa una severa y extensa hemorragia a nivel de epicardio y una moderada hemorragia miocárdica multifocal. Se visualiza la presencia de un quiste de Sarcosporidios.

Abomaso: Se distingue una moderada congestión difusa a nivel de la mucosa con un leve infiltrado inflamatorio a predominio linfoplasmocitario y escaso número de polimorfonucleares eosinófilos. A nivel de submucosa se visualiza un leve edema.

21.- Riñón: Se observa una leve a moderada congestión del ovillo glomerular distinguiéndose en algunos glomérulos un contenido eosinófilo homogéneo a nivel del espacio de Bowman. Se visualiza una leve a moderada congestión en corteza, siendo esta mas acentuada a nivel corticomedular.

Principales Lesiones Encontradas

Hígado: Severa necrosis hemorrágica centrolobulillar
Riñón: Leve a moderada congestión
Corazón: Extensa hemorragia epicárdica con hemorragias
miocárdicas multifocales.
Abomaso: Leve abomasitis.

ANIMAL C

PATOLOGIA

NECROPSIA

Se realiza la necropsia de un bovino macho castrado, cruce Normando con estado general de bueno a regular de aproximadamente 18 meses sin signos de autólisis y presentando rigor mortis.

Se observa a nivel de mucosa bucal y ocular una moderada palidez. Se distingue a nivel de cavidad abdominal una colección líquida de aproximadamente 80 cc de un color amarillo ambarino traslucido.

Se destaca hemorragias petequiales a equimóticas a nivel de peritoneo siendo mas notorias a nivel de omento mayor y en la serosa de la gran curvatura del abomaso.

La sangre presenta un color rojo brillante (rutilante) con una hipocoagulabilidad.

Se distinguen también hemorragias petequiales en tejido subcutáneo de ventral de cuello, músculos de escápula, apreciándose un leve edema subcutáneo a nivel de espacio intermandibular.

El hígado se encuentra con un moderado a severo aumento de tamaño con sus bordes redondeados y al corte rezume moderada cantidad de sangre y presenta en todo su parenquima un aspecto de "nuez moscada". Su consistencia es normal.

La vesícula biliar se encuentra severamente dilatada con un contenido líquido verdoso y la pared presenta un moderado a severo edema.

En rumen se observa un contenido pastoso de color verdoso con tonalidades rojizas, con desaparición de los estratos ruminales y con moderada fermentación pero con olor normal característico. El omaso se encuentra con una consistencia firme con su contenido muy seco.

El abomaso presenta erosiones lineales de aproximadamente 2.5 cm de longitud y de color rojo negruzco.

A nivel de intestino delgado se visualiza un contenido de tipo mucoso, siendo mas evidente el mucus a nivel de intestino grueso.

En riñón a nivel superficial se distinguen áreas extensas de una coloración mas clara que se profundizan a casi toda la corteza. La vejiga se encuentra moderadamente dilatada con orina de un color ambarino oscuro.

Ambas adrenales se encuentran levemente aumentadas de tamaño, manteniendo una relación normal entre corteza y médula.

A nivel de cavidad pericárdica se observa una colección de un liquido traslucido de color ambarino.

En epicardio a nivel del surco coronario se distinguen leves a moderadas hemorragias petequiales mientras que en endocardio a nivel de ventrículo izquierdo se visualiza una moderada hemorragia equimótica.

Los pulmones presentan una leve congestión generalizada bilateral.

El sistema nervioso central presenta una leve disminución de su consistencia con una leve congestión generalizada

Se verifica una disminución de la consistencia ósea a nivel de las costilla y una disminución de la médula ósea roja.

Principales lesiones encontradas

Palidez de mucosas

Deshidratación

Hígado en "nuez moscada"

Hemorragias petequiales y equimóticas multifocales diseminadas en subcutaneo, peritoneo y endocardio.

Enteritis catarral

Impacto de omaso

Abomasitis erosiva.

HISTOPATOLOGIA

22.- Hígado: Se visualiza a nivel centrolobulillar una moderada a severa necrosis hemorrágica. El resto de los hepatocitos presentan una moderada degeneración vacuolar a nivel de citoplasma, presentando algunos hepatocitos un núcleo grande vesicular con un nucléolo eosinófilo prominente.

23.- Riñón: Se distingue una leve congestión del ovillo glomerular con presencia de un contenido eosinófilo homogéneo a nivel del espacio de Bowman. Se visualiza también una moderada a severa congestión a nivel cortical y medular con hemorragias multifocales a nivel corticomedular. Se observa una leve degeneración vacuolar de las células epiteliales tubulares.

- 24.- Adrenal: Se observa una leve congestión difusa.
 Miocardio: Se visualiza una extensa hemorragia a nivel de epicardio con una moderada congestión miocárdica y leves hemorragias multifocales.
- 25.- Abomaso: Se distingue una leve congestión de la mucosa con la presencia de un infiltrado linfocitario multifocal y un pequeño foco de células inflamatorias a predominio eosinófilo.
 Pulmón: Se observa una leve a moderada congestión difusa.
- 26.- Bazo: Se visualiza una leve a moderada congestión con hemorragias multifocales en pulpa roja.
 Ganglio: Se observa una moderada congestión con abundante número de macrófagos en senos medulares y un escaso número de polimorfonucleares. Dichos macrófagos se encuentran cargados con un pigmento granular amarronado (hemosiderina).
- 27.- Intestino delgado: Se observa una moderada a severa infiltración de células mononucleares con un menor número de eosinófilos. Se visualiza un moderado número de células en mitosis a nivel de las células epiteliales de las glándulas y una moderada congestión de la mucosa.
- 28.- Intestino delgado: Similar a número 27 pero la infiltración de eosinófilos es mas extensa y se visualiza el corte transversal de una nematodo.
- 29.- SNC: Corteza cerebral: Se distingue una leve a moderada congestión y edema.
- 30.- SNC: Ganglios basales: similar a número 29.
- 31.- SNC: Tálamo: similar a número 29.
- 32.- SNC: Hipotálamo: similar a número 29.
- 33.- SNC: Mesencéfalo: similar a número 29.
- 34.- SNC: Cerebelo: similar a número 29.

Principales Lesiones Encontradas

Hígado: Moderada a severa necrosis hemorrágica centrolobulillar.

Corazón: Moderada a severa hemorragia epicárdica localmente extensa.

Riñón: Moderada congestión difusa con leve degeneración tubular.

Intestino: Leve a moderada enteritis catarral difusa aguda con presencia de parásitos.

SNC: Leve congestión y edema difuso.

EN SUMA:

Por las características epidemiológicas relatada y constatada, las lesiones macroscópicas e histológicas observadas, los resultados de química sanguínea y de los estudios bacteriológicos obtenidos, consideramos que estos cuadros podrían tener un origen tóxico con predominio de un cuadro hepático y hemorrágico. Se continua con los estudios toxicológicos y las pruebas biológicas que se comunicaran oportunamente.

Técnicos Encargados del Diagnóstico

Patología: Dra. Deborah Cesar

Dr. Eugenio Perdomo

Patología Clínica: Dr. Gonzalo Uriarte

Dr. Milton Pizorno

Dra. Teresita Alonso

Bacteriología: Dr. Nestor D'Anatro

Dra. María V. Repiso

Leptospirosis: Dra. María Anita Olivera

Parasitología Dr. Fernando Echazarreta

附屬資料5. DILAVEにおける家畜疾病の実験室内診断の現状

I. DILAVEにおける家畜感染症の実験室内診断

1. 牛疾病

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
カバハカ症	Endemic	未実施	病理組織検査 菌染色・菌分離 血清反応(FA)	臨床及び公的獣医 動物検査(輸出向)	固定臓器 流産胎児 子宮など 血清(年間 約1,200例)	冷蔵 4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コソフ	2D~	報告書 その他
トコサズ症	Sporadic	未実施	分離培養 (カバハカ症と同時 に実施)	臨床及び公的獣医	流産胎児 子宮など	4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コソフ		報告書 その他
乳房炎 (ブドウ球菌 連鎖球菌 球菌 緑膿菌等)	Endemic	未実施	菌培養 抗生剤の 感受性試験	臨床及び公的獣医	ミルク	4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コソフ		報告書 その他
大腸菌症	Epidemic	未実施	菌培養・型同定 抗生剤の 感受性試験	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員	臓器組織 便など	4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コソフ		報告書 その他
カバハカ症	Sporadic	未実施	菌培養・型同定	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員	臓器組織 便など	4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コソフ		報告書 その他
7カバハカ症	Endemic	未実施	病理組織検査	臨床及び公的獣医 屠場獣医、生産者	固定臓器	冷蔵	バス輸送 出張採取	7~15D	報告書
炭疽	Sporadic	未実施	菌培養	臨床及び公的獣医	臓器組織 ミルク	4℃ 又は -20℃	出張採取 車,バス輸送 4℃コソフ		報告書 その他

1. 牛疾病 (つづき)

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
ブルセラ病 (B. ovis)	Sporadic (国家撲滅 キャンペーン実 施中)	実施済 乳牛1.1% 肉牛低率	病理組織検査 菌染色・菌分離 細胞培養 血清検査(0-12 ペリカル凝集, ELISA, CF試験)	臨床及び公的獣医 屠場獣医、生産者 DILAVE地域職員	血清(年間 約10,000例)	冷蔵 4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コソナ	1D (血清)	報告書 その他
結核	Sporadic (国家撲滅 キャンペーン実 施中)	実施済 乳牛の 0.0001% 肉牛の 0.0014%	病理組織検査 菌染色・菌分離 動物試験 皮内反応(PPD) 血清反応(ELISA)	臨床及び公的獣医 屠場獣医、生産者 DILAVE地域職員	臓器組織 リンパ節、肺 臓、子宮 年間50件	冷蔵 4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コソナ	1~60D	報告書 その他
ヨーネ病	Endemic	未実施	病理組織検査 免疫組織検査(ABC) 菌染色・菌分離 動物試験 皮内反応(PPD) 血清反応(ゲル法)	臨床及び公的獣医 屠場獣医、生産者 DILAVE地域職員	臓器組織 血清 (年20件)	冷蔵 4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コソナ	染色2H 分離60D	報告書 その他
ブクトヒチ病	Endemic	未実施	病理組織検査 血清反応 菌分離(中断中)	臨床及び公的獣医 屠場獣医 DILAVE地域職員 医療機関(人血清)	流産胎児 腎、肝、肺 血清(年間 約3,000例)	冷蔵 4℃	車 バス輸送 4℃コソナ	4H	報告書 その他
IBR	Endemic	未実施	病理組織検査 免疫組織検査(ABC) 血清反応(ELISA, 中和試験, FA) 分離培養	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員	流産胎児 子宮 拭い液 年間20例	冷蔵, 4, -20, -50, -196℃	車 バス輸送 4℃コソナ	ELISA, 1D 中和, 4D 分離, 3W	報告書 その他

1. 牛疾病 (つづき)

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
BVD	Endemic	未実施	病理組織検査 分離培養 血清反応(FA, ELISA, IPMA)	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員	臓器組織 血液・血清	冷却 -20℃, -196℃	車 バス輸送 4℃コンテナ	血清, 24H 分離, 5D	報告書 その他
牛白血病	Endemic	未実施	病理組織検査 血清反応(ゲル 沈, ELISA)	臨床及び公的獣医 屠場獣医、生産者 動物検疫所 (輸出 検査証明書)	臓器組織 血清(年間 約5,000例)	冷却 -20℃	車 バス輸送 4℃コンテナ	組織, 7~ 15D 血清, 72H	報告書 その他
悪性カタル熱	Endemic	未実施	病理組織検査	臨床及び公的獣医 生産者	臓器組織	冷却	車 バス輸送	7D	報告書 その他
ブドウ病	Free	未実施	分離培養(卵) 血清反応 (ELISA, ゲル沈)	臨床及び公的獣医 動物検疫所 (輸出入検査)	血清・血液 血清年間 約3,000例	-20℃, -196℃	車, バス 輸送	3D	報告書 その他
口蹄疫	Free	未実施	血清反応 (ゲル沈, VIA) その他, プリン から支援	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員 動物検疫所 (輸出入検査)	血清	-20℃	車, バス 輸送	3D	報告書 その他
丘疹性口炎	Free	未実施	血清反応 (FA, ゲル沈) ウイルス分離 動物試験	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員 動物検疫所 (輸出入検査)	患部組織 血清	-20℃ -196℃	車, バス 輸送	48H	報告書 その他
水疱性口炎	Free	未実施	血清反応 (CF) ウイルス分離 動物試験	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員 動物検疫所 (輸出入検査)	患部組織 血清	-20℃ -196℃	車, バス 輸送	24H	報告書 その他

2. 羊疾病

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
気腫疽	Endemic	未実施	病理組織検査	臨床及び公的獣医師 屠場獣医、生産者	固定臓器	ホルミン	バス輸送 出張採取	7~15D	報告書
ブルセラ病 (B. Ovis)	Endemic	実施済 農場40% 個体30%	病理組織検査 菌培養・型同定 血清反応(ゲル凝集) ELISA)	臨床及び公的獣医師 屠場獣医、生産者 DILAVE地域職員 動物学校校所 (出張採取)	血清、精液 年間1,500 件	ホルミン 4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コンテナ	1~3D (血清)	報告書 その他
デルトフィア症	Endemic	未実施	病理組織検査	臨床及び公的獣医師 屠場獣医、生産者	固定臓器	ホルミン	バス輸送 出張採取	7~15D	報告書
フット・ロット (趾間腐爛)	Endemic	未実施	病理組織検査 菌培養・型別 FA	臨床及び公的獣医師 生産者	固定臓器 蹄患部	ホルミン 4、-20 ℃	車 バス輸送		報告書
ヨ一ネ病	Sporadic	未実施	病理組織検査 免疫組織検査(ABC) 菌染色・菌分離 動物試験 皮内反応(PPD) 血清反応(ゲル凝集)	臨床及び公的獣医師 屠場獣医、生産者 DILAVE地域職員	臓器組織 血清	ホルミン 4℃ 又は -20℃	獣医の車 バス輸送 4℃コンテナ	染色2H 分離60D	報告書 その他
リスリ7症	Sporadic	未実施	病理組織検査	臨床及び公的獣医師 屠場獣医、生産者	固定臓器	ホルミン	バス輸送	7~15D	報告書
トキアブラス病	Endemic	実施中 農場の 10-90%	病理組織検査 血清反応(間接 血球凝集反応)	臨床及び公的獣医師 生産者	固定臓器 流産胎児	ホルミン 4℃	車 バス輸送		報告書

2. 羊疾病 (つづき)

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
ブーバール病	Free	未実施	分離培養(卵) 血清反応 (ELISA, ゲム沈)	臨床及び公的獣医 動物検疫所 (輸出入検査)	血清・血液	-20℃, -196℃	車, バス 輸送	3D~	報告書 その他
伝染性 膿疱性皮膚炎	Free	未実施	血清反応 (FA, ゲム沈) ウイルス分離 動物試験	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員 動物検疫所 (輸出入検査)	患部組織 血清	-20℃, -196℃	車, バス 輸送	48H	報告書 その他

3. 馬疾病

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
ブーバール病	Epidemic	未実施	病理組織検査 免疫組織検査 (ABC), 鍍銀法	臨床及び公的獣医 屠場獣医 DILAVE地域職員	流産胎児 腎, 肝, 肺	ホルマリン 継代	車 バス輸送 4℃コンテナ		報告書 その他
カサリ症	Endemic	未実施	病理組織検査 菌培養	臨床及び公的獣医 生産者 DILAVE地域職員	流産胎児	ホルマリン 凍結乾燥	車 バス輸送 4℃コンテナ		報告書 その他
伝 貧	Sporadic		病理組織検査 血清反応 (ゲム沈)	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員 動物検疫所 (輸出入検査)	臓器組織 血清(5-10 例/日)	ホルマリン -20℃	車 バス輸送 4℃コンテナ	48H	報告書 その他

4. 豚疾病

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
ブルセラ病 (B. suis)	Epidemic	未実施 1992年 発生確認	病理組織検査 菌培養・型同定 血清反応(ロズ ベンガ、N)	臨床及び公的獣医 屠場獣医、生産者 DILAVE地域職員	血清	初マリ 4℃ 又は -20℃	車 バス輸送 4℃コンテナ	1~3D (血清)	報告書 その他
大腸菌症	Endemic	未実施	分離培養・型同定 抗生剤の 感受性試験	臨床及び公的獣医 DILAVE地域職員	臓器組織 便など	4~-20℃ 又は 凍結乾燥	車 バス輸送 4℃コンテナ		報告書 その他
ウイルス病	Epidemic	未実施	病理組織検査 免疫組織検査 (ABC)、鍍銀法	臨床及び公的獣医 屠場獣医 DILAVE地域職員	臓器組織	初マリ 継代	車 バス輸送 4℃コンテナ		報告書 その他
結核	Sporadic	未実施	病理組織検査 菌染色・菌分離	臨床及び公的獣医 屠場獣医、生産者 DILAVE地域職員	臓器組織	初マリ 4℃	車 バス輸送 4℃コンテナ		報告書 その他
豚コレラ	Sporadic		病理組織検査 FA	臨床及び公的獣医 屠場獣医、生産者 DILAVE地域職員	臓器組織	初マリ 4℃	車 バス輸送 4℃コンテナ		報告書 その他

5. 鶏疾病

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
ニューカッパ病	不明	未実施	ウイルス分離 血清反応 (HA, HI, ELISA)	臨床及び公的獣医 生産者 動物検疫所 (輸出入検疫)	臓器組織 生体搬入 血清(年間 100件)	4, -20, -196℃ 凍結乾燥	車 バス輸送 4℃コンテナ	48日～	報告書 その他
鶏脳脊髄炎	不明	未実施	血清反応 (ELISA)	臨床及び公的獣医 生産者	血清	4, -20℃	車 バス輸送 4℃コンテナ	48日～	報告書 その他
カンパ病	不明	未実施	血清反応 (ELISA)	臨床及び公的獣医 生産者	血清	4, -20℃ -196℃ 凍結乾燥	車 バス輸送 4℃コンテナ	48日～	報告書 その他
鶏伝染性 気管支炎	不明	未実施	ウイルス分離 血清反応(中和 ゲル化, HI, ELISA)	臨床及び公的獣医 生産者	臓器組織 生体搬入 血清 (年5件)	4, -20℃ -196℃ 凍結乾燥	車 バス輸送 4℃コンテナ	72日～	報告書 その他

II. DILAVEにおける家畜非感染症の実験室内診断

病名	発生状況	疫学調査	診断法	依頼者	材料	保存方法	輸送方法	診断時間	結果報告
Pichomyces chartarum (牛)	Epidemic	未実施	病理組織検査	臨床及び公的獣医 生産者	臓器組織 牧草	4. -20°C	車 バス輸送		報告書 その他
マブトキツ C. purpurea (牛, 豚)	Epidemic	未実施	病理組織検査 生化学検査	臨床及び公的獣医 生産者	臓器組織 牧草	4. -20°C	車 バス輸送		報告書 その他
777トキツ (牛, 羊)	Sporadic	未実施	病理組織検査 生化学検査	臨床及び公的獣医 生産者	臓器組織 牧草	4. -20°C	車 バス輸送		報告書 その他
Slobber 症候群 (牛)	Epidemic	未実施	病理組織検査 生化学検査 抗毒検出	臨床及び公的獣医 生産者	臓器組織 牧草	4. -20°C	車 バス輸送		報告書 その他
幼虫中毒 (牛)	Epidemic	未実施	病理組織検査 生化学検査	臨床及び公的獣医 生産者	臓器組織 牧草, 幼虫	4. -20°C	車, バス 出張採材		報告書 その他
Refusal factor (豚)	Epidemic	未実施	病理組織検査 生化学検査	臨床及び公的獣医 生産者	臓器組織 牧草, 小麦	4. -20°C	車, バス 輸送		報告書 その他

その他、多種類のマイコトキシン及び金属中毒が散発的に発生。病理組織学検査並びに生化学検査で対応している。

附屬資料6. D I L A V E における診断試薬の現状

1. 細菌菌株

病原名	株名	血清型 (serogroup, serovar)	由来	継代歴	保存状態	保存量	研究室
Campylobacter	C. fetus subs. fetus		ウダガ74	1	-80°C		細菌研
	C. fetus subs. venerealis		ウダガ74	1	-80°C		細菌研
	o-21 (標準株)		オーストラリア77	1	-80°C		細菌研
	D 78 (標準株)		オーストラリア77	1	-80°C		細菌研
	A 28 (標準株)		オーストラリア77	1	-80°C		細菌研
Staphylococcus	S. hyicus		ウダガ74		凍結乾燥		細菌研
	S. aureus		ウダガ74		凍結乾燥		細菌研
	S. albus		ウダガ74	4	凍結乾燥		細菌研
B. anthracis		ウダガ74	1	寒天培地		細菌研	
E. coli		IDEM				細菌研	
Salmonella	S. typhimurium		IDEM				細菌研
	S. anatum		IDEM				細菌研
Leptospira	S. gallinarum		IDEM				細菌研
	S. dublin		IDEM				細菌研
	L. interrogans	Australis, australis	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Autumnalis, autumnalis	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Ballum, castellonis	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Bataviae, bataviae	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Bataviae, paidjan	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Canicola, canicola	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Celledoni, celledoni	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Cynopteri, cynopteri	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Grippotyphosa, grippotyphosa	IMP AZ	4	常温		細菌研
	L. interrogans	Hebdomadis, hebdomadis	IMP AZ	4	常温		細菌研
L. interrogans	Icterohaemorrhagiae, copenhageni	IMP AZ	4	常温		細菌研	
L. interrogans	Pomona, pomona	IMP AZ	4	常温		細菌研	
L. interrogans	Pyrogenes, pyrogenes	IMP AZ	4	常温		細菌研	

1. 細菌菌株 (つづき)

病原名	株名	血清型 (serogroup, serovar)	由来	継代歴	保存状態	保存量	研究室
Leptospira	L. interrogans	Sejroe, hardjo	IMPAZ	4	常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Sejroe, wolffi	IMPAZ	4	常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Tarassovi, tarassovi	IMPAZ	4	常温	15ml	研製研
Brucella	B. abortus 1119-3	標準株	OPS OMS		凍結乾燥		細製研
	B. ovis REO 198	Aerobic strain	Spain		凍結乾燥		細製研
Mycobacterium	M. bovis AN5	標準株	OPS OMS		凍結乾燥		細製研
	M. avium D4	標準株	OPS OMS		凍結乾燥		細製研
	M. paratuberculosis 18	標準株	OPS OMS		凍結乾燥		細製研

2. 細菌抗原

病原名	株名	血清型 (serogroup, serovar)	由来	継代歴	保存状態	保存量	研究室
Leptospira	L. interrogans	Australis, australis	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Autumnalis, autumnalis	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Ballum, castellonis	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Bataviae, bataviae	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Bataviae, paidjan	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Canicola, canicola	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Celledoni, celledoni	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Cynopteri, cynopteri	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Grippotyphosa, grippotyphosa	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Hebdomadis, hebdomadis	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Icterohaemorrhagiae, copenhageni	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Pomona, pomona	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Pyrogenes, pyrogenes	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Sejroe, hardjo	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Sejroe, wolffi	研製研		常温	15ml	研製研
	L. interrogans	Tarassovi, tarassovi	研製研		常温	15ml	研製研

2. 細菌抗原 (つづき)

病原名	株名	血清型 (serogroup, serovar), 用途	由来	継代歴	保存状態	保存量	研究室
Brucella	B. abortus	Rose Bengale (1千万頭分)	DILAVE		4°C	8瓶/年	細菌研
	B. abortus	Rivanol	DILAVE		4°C	500ml	細菌研
	B. abortus	Mercaptoethanol	DILAVE		4°C	100ml	細菌研
	B. abortus	Huddleson	DILAVE		4°C	500ml	細菌研
	B. abortus	Tube agglutination	DILAVE		4°C	100ml	細菌研
	B. ovis	Agar geldiffusion	DILAVE		-20°C	20ml	細菌研
	B. ovis	ELISA	DILAVE		凍結乾燥	10ml	細菌研
	Mycobacterium	M. bovis	PPD (輸出向)	DILAVE		4°C	百万頭

3. ウイルス株

病原名	株名	血清型	由来	継代歴	保存状態	保存量	研究室
I B R V	Cooper		unknown		-196°C		ウイルス研
B V D V	Singer		USDA		-196°C		ウイルス研
	Borgen (CP strain)		Sweeten		-196°C		ウイルス研
	12690 (Non-CP strain)		Sweeten		-20°C		ウイルス研
N C D V	La Sota Clon. 90		Intervet		凍結乾燥		ウイルス研
I B V	H 52 Mass.		Intervet		凍結乾燥		ウイルス研
I B V	D78		Intervet		凍結乾燥		ウイルス研
A E V	Calneck 1143		Intervet		凍結乾燥		ウイルス研
Parapoxvirus			Santa elena		凍結乾燥		ウイルス研

4. ウイルス抗原と抗血清 (各キットは標準血清として抗血清を含む)

病原名	用途	由来	保存量	保存状態	発注期間	研究室
I B R V	ELISA (VPI)	Pourquier Inst. France	56 plates	5°C	24H	ウイルス研
	ELISA	Svanova Biotech	5 plates	5°C	30D	ウイルス研
	ELISA	CPFA Brasil	2.500 plates	-20°C	7D	ウイルス研
B V D V	ELISA	Svanova Biotech	56 plates	5°C	30D	ウイルス研
牛白血病 V	ゲル抗抗原	Rhone-Merieux France	600 検体	凍結乾燥	24H	ウイルス研
	ゲル抗抗原	Sanofi Diagn. Past. France	400 検体	凍結乾燥	4D	ウイルス研
	ELISA	Pourquier Inst. France	6 plates	5°C	24H	ウイルス研
	ELISA (Milk)	Rhone-Merieux France	3 plates	5°C	7D	ウイルス研
	ELISA	Chekit Bommeli Lab. Switz.	1 plates	5°C	30D	ウイルス研
Blue Tongue V.	ゲル抗抗原	CPFA Brasil	1.600 検体	-20°C	7D	ウイルス研
	ELISA	CPFA Brasil	5.000 検体	-20°C	7D	ウイルス研
伝貨ウイルス	ゲル抗抗原	Rhone-Merieux France	300 検体	-20°C	30D	ウイルス研
	ゲル抗抗原	Bruch, Brasil	150 検体	-20°C	15D	ウイルス研
	ゲル抗抗原	La Plata Facilt. Vet. Sci. Arg.	600 検体	-20°C	24H	ウイルス研
カンパチ病ウイルス	ELISA	Rosembuch, Argentine	92 検体	5°C	15D	ウイルス研
	ELISA	IDEXX, USA		5°C	30D	ウイルス研
ニウキヤツス病ウイルス	ELISA	Rosembuch, Argentine	92 検体	5°C	15D	ウイルス研
	ELISA	IDEXX, USA		5°C	30D	ウイルス研
鶏伝染性気管支炎	ELISA	Rosembuch, Argentine	92 検体	5°C	15D	ウイルス研
	ELISA	IDEXX, USA		5°C	30D	ウイルス研
鶏伝染性脳脊髄炎	ELISA	IDEXX, USA	92 検体	5°C	15D	ウイルス研
豚パルチウイルス	HA, HI	CISRO, Australia	350 検体	-20°C	30D	ウイルス研
豚コロナウイルス抗血清	FA conjugate	Valdeolmos, Spain		凍結乾燥		ウイルス研
抗マウス血清	Anti-mouse IgG	Sigma		凍結乾燥		ウイルス研
抗トリ血清	Anti-chicken IgG	Sigma		凍結乾燥		ウイルス研
	Anti-chicken IgG HRO	Cappel		凍結乾燥		ウイルス研
抗モルモット血清	Anti-guinea pig IgG	Sigma		凍結乾燥		ウイルス研
抗ウシ血清	Anti-bovine IgG HRO	Cappel		凍結乾燥		ウイルス研
	Anti-bovine IgG HRO	DAKO		凍結乾燥		ウイルス研

5. 培養細胞

細胞名	用途	由來	繼代歷	培養液	保存狀態	研究室
BHK21 clone 13	FMDV, VSV	Pirbright, UK	1973年導入	Glasgow	液體	研究
IBRS2 clone 17	FMDV, VSV, SVDV, HCV	San Pablo Vet. Inst.	not available	Glasgow	液體	研究
GBK	IBRV	CPFA	not available	Glasgow	液體	研究
MDEK	IBRV, BVDV,	CPFA	not available	Glasgow	液體	研究
Myeloma SP2	monoclonal Ab	CPFA	not available	DMEM	液體	研究
PK15	HCV, PPV	CPFA	not available	Glasgow	液體	研究
MDCK	CPV	CPFA	not available	Glasgow	液體	研究
Vero	Gumboro	Public Health Ministry	not available	Glasgow	液體	研究
BT(primary)	BVDV	Public Health Ministry	not available	Glasgow	液體	研究
Emb. Chick. Fibro.	NCDV	DILAVE	12代	Glasgow	液體	研究
Emb. chick. Kid.	IBV	DILAVE	1代	Glasgow	液體	研究
Chick. trach. ring.	IBV, NCDV	DILAVE	1代	Glasgow	液體	研究

6. 免疫組織染色用抗血清

疾病名	用途	由來	保存量	入手期間	保存狀態	研究室
BVD	SAB-P (monoclonal)	Cornel Univ. USA	1ml		-70°C	組織病理
IBR	SAB-P (monoclonal)	Colorado Univ. USA	1ml	30D	-70°C	組織病理
Leptosira	SAB-P (polyclonal)	USDA, Iowa, USA	2ml	30D	-20°C	組織病理
Kyob. Jonhei	SAB-P (polyclonal)	DAKO	0.5ml	30D	-20°C	組織病理
Toxoplasma	SAB-P (polyclonal)	VroStat, USA	1ml	30D	-70°C	組織病理
Neospora	SAB-P (polyclonal)	WVA, USA	0.5ml	30D	-70°C	組織病理

DIVISION OF PATHOLOGY

HISTOPATHOLOGY

REQUEST OF EQUIPMENT	QTY	PRIORITY	YEAR
Tissue Processor. Citadel 1000/ Shandon	1	1	1
Vacuum Unit to Citadel 1000	1	1	1
Spanish User Manual. Citadel 1000	1	1	1
Embedding Center (only 110/120 v and 60 Mh)	1	1	1
Automatic Slide Stainer. Varstain 24-4	1	2	2
Fume Hood to Tissue Processor and Automatic Slide Stainer. Hyperclean 2.	2	1 - 2	2/3
Fume Hood. Charcoal Filter	?	1- 2	2/3
Fume Hood to coverslipping tasks. Hyperclean 1.	1	1	1
Charcoal Filter to Hyperclean 1	?	1	1
Fine particle filter to Hyperclean 1	?	1	1
Formaldehyde vapor filter to Hyperclean 1	?	1	1
Accessory lamp to Hyperclean 1	1	1	1
Slide warming table. Dual -Temp warming table	1	2	2
Tissue Float Bath. Digital Tissue Float Bath	2	2	2
Necropsy Room Balance. Digital Autopsy Scale	1	2	2
Necropsy Room Balance. Reemplacement pan	2	2	2
Triming station. Grosslab V.	1	1	1
Grosslab V. Potassium Permanganate Filter	?	1	1
Necropsy Manual Saw.	1	2	2
Necropsy Manual Saw. Round autopsy blade	6	2	2
Necropsy Manual Saw. Large sectioning balde	4	2	2
Necropsy Manual Saw. Spinal column blade	3	2	2
Necropsy Manual Saw. Extra Arbors	2	2	2
Necropsy Large Fixed Circular Saw	1	2	2
Clinical Centrifuge. Adams Compact II	1	2	2
Stirring and Hot plate.. Cimarec.	1	2	2
Timers. Fisher Mini Alarm Timer/Stopwatch	3	1	1
Timers Fisher 3 chanell	1	1	1
Embedding Stainless Steels Molds. 15x15x5 Box of 12	24	1	1
Embedding Stainless Steels Molds. 24x24x5 Box of 12	36	1	1
Embedding Stainless Steels Molds. 30x24x5 Box of 12	36	1	1
Balance to Necropsy room. 1000 Lb	1	2	2
Laboratory oven of 3.1 cu ft	1	2	2

Binocular microscope with polarized light. Suggested model: NIKON Labophot-2	1	2	2
Desktop computer 586 DX 100 MHz, 16 Mb Ram, 1Mb Video card, hard disk 540 Mb or superior, Display 15" 28 dot pitch. CD-ROM 4x. Sound Blaster, microphone. Modem/Fax 28.8b. Diskette drive 31/2	1	1	1
Color printer ink injection	1	1	1
Microprobe. Microprobe Slide Holder Assembly	2	2	2
Microprobe. Reagents Isotators. (Rubber 30-well) Pack 5	1	2	2
Microprobe. Reagent Buckets with lids. Pack of 4	2	3	3
Biostat (4 Kg).	1	2	2
Stirring and Hot Plate. Cimarec	1	2	2
Timmer, Fisher Mini Alarm Timer/Stopwatch	2	2	2
Timmer Fisher 3 Chanel	1	2	2
Balance. (2200 gr/0.01). Sartorius	1	1	1
Eppendorf Pippete adjustable volume. 2 to 20 ul.	1	2	2
Eppendorf Pippete adjustable volume. 50 to 250 ul.	1	2	2
Eppendorf Pippete adjustable volume. 100 to 1000 ul.	1	2	2
Laboratory oven 0.7 cu ft	1	2	2

DIVISION OF PATHOLOGY

IMMUNOHISTOCHEMISTRY

REQUEST OF EQUIPMENT	QTY	PRIORITY	YEAR
Binocular microscope with polarized light. Suggested model: NIKON Labophot-2	1	2	2
Desktop computer 586 DX 100 MHz, 16 Mb Ram, 1Mb Video card, hard disk 540 Mb or superior. Display 15" .28 dot pitch. CD-ROM 4x. Sound Blaster, microphone. ModemFax 28.8b. Diskette drive 3 1/2	1	1	1
Color printer ink injection	1	1	1
Microprobe. Microprobe Slide Holder Assembly	2	2	2
Microprobe. Reagents Isolators. (Rubber 30-well) Pack 5	1	2	2
Microprobe. Reagent Buckets with lids. Pacf of 4	2	3	3
Bioslat (4 Kg).	1	2	2
Stirring and Hot Plate. Cimarec	1	2	2
Timmer. Fisher Minli Alarm Timer/Stopwatch	2	2	2
Timmer Fisher 3 Chanel	1	2	2
Balance. (2200 gr/0.01). Sartorius	1	1	1
Eppendorf Pippete adjustable volume. 2 to 20 ul.	1	2	2
Eppendorf Pippete adjustable volume. 50 to 250 ul.	1	2	2
Eppendorf Pippete adjustable volume. 100 to 1000 ul.	1	2	2
Laboratory oven 0.7 cu ft	1	2	2

DIVISION OF PATHOLOGY

DEPARTMENT OF CLINICAL PATHOLOGY

REQUEST OF EQUIPMENT	QTY	COMMENTS	PRIORITY	YEAR
Automatic cell counter	1	for animal species similar to Cell-Dyn 3500 (Abbott Diagnostics)	1	1
Binocular microscope	1	Labophot-2A Nikon with photographic equipment (Yamato '91)	1	1
Multiparametric Autoanalyzer	1	similar BM-Hitachi System 704	1	2
Hormone analyzer	1	similar BM-Hitachi Automated Immunoassay System ES 300	1	1
Drying oven 200°C	1	similar DN83 (Yamato '91)	2	2
Graphite Furnace Atomizer for flameless AA	1	GFA-4A for existing Shimadzu AA-660 AA /Flame Emission Spectrophotometer	1	1
Micro-Hematocrit centrifuge	1		2	2
Filters kit for deionizer	1	for existing Barnstead E-pure deionizer (4 filters)	1	1
Ceiling Projector System w/ connection to computer	1		1	1
Computer (Pentium processor)	1	16 MB RAM 520 MB HD Multimedia	1	1
Injection printer	1		1	1
Photographic camera	1	zoom 30-100 mm	2	1
Adjustable volume micropipettes	3	1: 10-100µL 1: 100-1000µL 1: 1000-5000µL	1	1

DIVISION OF PATHOLOGY

DEPARTMENT OF PATHOLOGY OF REPRODUCTION

REQUEST OF EQUIPMENT	QTY	PRIORITY	YEAR
Microscope with Phase Contrast & bright light, teaching head and thermic plate Labophot-2 or similar	1	1	1
Microscope with Nomarski DIC (differential interference contrast) and photography equipment Optiphot-2 with Nomarski DIC or similar	1	2	2
Class II safety cabinet	1	2	2
Compact centrifuge	1	1	1
Rotor for centrifuge	1 ea.	1	1
Variable speed vortex shaker	1	1	1
Water-bath	1	1	1
SS cover for utility bath	1	1	1
Hot-plate stirrer	1	1	1
Adjustable volume finpipettes	1 ea	2	2
Criogenic refrigearator (biostate) 3 lts.	1	1	1
Criogenic rewrfrigerator biostate) 34 lts.	1	2	3
pH/ORP controller	1	2	2
General purpose submersible Ph electrode	1	2	2
Cell counter (manual)	1	1	1
Cell counter (electronic)	1	1	1
Balance	1	1	1
Electroejaculator (Electrojac) - Ideal Instruments, Miami, Florida (USA). Fax: 305-371 9906	1	2	3

DIVISION OF PATHOLOGY

DEPARTMENT OF TOXICOLOGY

REQUEST OF EQUIPMENT	QTY	PRIORITY	YEAR	COMMENTS
A trilocular Microscope (220 volts.) with a photos camera.	1	2	3	Bal Plan Microscope Cat.B1 31-18-777 Head Standard Cat.B131-05 50-36. Fisher cat. 208 or similar.
An Stereo Microscope (220 volts)	1	2	3	Fisher for similar, Fisher cat. 208.
A Spectrophotometer	1	2	2	Spectronic 1001 for 220 volts. cat. 14 385 234 Fisher cat. 208 or similar.
A phmeter	1	1	1	Accumet 925 Microprocessor pH/mV/ise meter Cat. N° 13.636.926 for 220 volts. Fisher cat. 208. Or equivalent.
Sartorius Balance (for 220 volts.)	1	1	1	Series 1000 Model 1002 cat. 01.601.11. Fisher cat. (208) or equivalent.
Sartorius Analytical Balance	1	1	1	Model R160P Poly range cat- N° 01-602-60 for 220 volts. Fisher cat. (208) or similar.
Chromato Vue Portable UV Viewing Cabinet Longwave Shortwave Model cc-7 cc-70.	1	1	1	(220 volts). Cat.05-719-592 (Fisher cat.208) or similar.

Arsine Generator	1	1	1	Cat. 01-405 clamp Cat. 05-885B Case of 12 Cat. Fisher 208.
Silver diethyldithiocarbamate	1	1	1	Cat. S666-25. Case of 6. Fisher cat. 208
Dryer heat Blo Gun	1	1	1	Cat. N° 09-201- 10 for 220 volts. Quantity: 3 Cat. Fisher 208 or equivalent.
Two speed explosion resistant blender	1	1	1	(for 220 volts) Cat. N° 14-509- 7A. Quantity: 2. (Fisher 208) or similar.
Corning combination stirrers/hot plates	1	1	1	Corning model PC-250. Cat. 11- 495-52C. Quantity: 3. Fisher 208 cat. or similar.
Multiple Rack Tank	1	1	1	Cat. 05-718-17. Quantity: 8 For TLC Fisher cat. 208 or similar.
Anodized Aluminium Rack	1	1	1	Cat. 05.719.210 Quantity:8 Fisher 208 cat. or similar.
Cilindrical tank for TLC	1	1	1	Cat. 05.718.15 Quantity: 5 Fisher Cat. 208 or similar.
Fisher brand glass atomizer for TLC	1	1	1	Cat. 05.719.5D Quantity 1: case of 6. Fisher cat 208 or similar.
plate frying rack	10	1	1	Cat. 05.718.35 Quantity: 3 Fisher 208 cat. or similar.
Dessicator chamber for TLC	1	1	1	Cat. 05.718.30 Quantity: 2 Fisher 208 cat.

Hamilton 700 series syandard microliter syringes		1	1	10 ul. cat. 14.824 Quantity: 4 10 ul. cat. 14.824B Quantity: 4 50 ul. cat. 14.824-5 Quantity: 4 100 ul. cat. 14.824-6 Quantity: 4.
Fisher Isotemp Capacity Refrigerated Incubator	1	2	3	(for 220 volts) cat. 11-679-25 Quantity: 1 Fisher 208
Blue M Mechanical Convection Oven with temp. Master	1	1	1	Fisher cat. 208 cat. 13.258,11F Quantity: 1.
Blue M Gravity Convection Incubator	1	2	3	Cat. 11-6958 for 220 volts Quantity: 1 Fisher 208
Quickfit Corning Extracion liquid/solid	1	2	3	Corning Catalog Cat. 600 RDSX Ballon FR 5L/5US Quantity: 2
Fisher safety Fume Hood	1	1	1	Cat. 93-5090, for 220 volts. Quantity: 1 Fisher cat. 114
Paquetes de equipamiento básico para fluorometría de micotoxinas Columnas de Aflatest-IO. Columnas de Aflatest-P. Estándares de micotoxinas. Cubetas, paquete de 250. Metanol Grado HPLC, 4 botellas de 4 l. Columnas Zearelastest, 25/caja. Revelador- Z. Tubos fuorométricos, 250/paquete. Columnas Ochratest, 50/caja. Tween 20. Columnas Fumonitest, 25/cajas. Estendares de fuminotest. DONTest.	1	1	1	Cat. 23099-M VICAM Science Technology 313 Pleasant Street Watertown MA 02172 Fax: 617-923-8055. USA Cat.12022 (caja de 50).Vicom Cat. 33020 Vicam Cat. 34000 Vicam Cat. 35016 Vicam Cat. 15012 Vicam Cat. 32011 Vicam Cat. 34000 Vicam Cat. 13012 Vicam Cat. 33501 Vicam Cat. 14012 Vicam Cat. 33060 Vicam

HPLC 10A LC- 10A series	1	1	2	Shimadzu
High Pressure gradient	1	1	2	Shimadzu
Solvent Delivery Unit	1	1	2	cat. LC-10AD cat. No.228-25000 Shimadzu
System Controller SCL-10A	1	1	2	Shimadzu Cat.228-25400
Auto Injector	1	1	2	Cat. No. 228-25200 Shimadzu
Fluorescence Detector FLD-6A. Software data Class-Cr-10A.Bus of acquisition data CBM-101. 2 Chanel card for CBM-101. Personal Computer 486DX2, 8 MB, color monitor, laser printer or bubble jet.	1	1	2	Cat. 228-17000 Shimadzu
Photodiode Array Detector SPD-M10AV/M10A	1	1	2	Cat. No.228-28460 SPD-M10AV Shimadzu
Columns	1	1	2	ODS(C18) 150X4,6. 5U Supelco OS (C8) 150x4,6.5U Supelco CN 200x4,6.5U Supelco
Labconco Purifier Class II Safety cabinet.	1	1	2	Labconco No. 36204-04 Cat. 16-108-30 Fisher cat. (914) for 220 volts
Gas Chromatograph 17 AAFW	1	1	2	Shimadzu Cat. No. 221-41407
ECD-17 Detector	1	1	2	Shimadzu Cat. No.221-41978
FPD-17 Detector	1	1	2	Shimadzu Cat. No.221-41884
FID-17 Detector. Acquisition Software data class-GC-10A	1	1	2	Shimadzu Cat. No.221-41877
C-r7Aplus/7Aeplus Chromatopac Data Processor	1	1	2	Shimadzu
AOC-1400 Auto Sampler	1	1	2	Shimadzu
Rack for Chromatopac	1	1	2	Shimadzu
Cryogenic Work Attachment (liquid CO2 or N2)	1	1	2	Shimadzu
FID Monitor for Fpd	1	1	2	Shimadzu

Optical Link Interface(for communication with C-r7 Aplus)	1	1	2	Shimadzu
PYR- 4A Pyrolyzer	1	1	2	Shimadzu
Carrier GasStream Switching Unit	1	1	2	Shimadzu
Mount for AOC-1400	1	1	2	Shimadzu
Current Loop Interface	1	1	2	Shimadzu
Rotovapor (Buchi Evaporator)	1	1	1	Cat. 09-548-105 F Fisher 914 (220 Volts)
Gas Pressure/Vacuum Pump	1	1	1	Cat. 01-092-26 Fisher 914 (220 Volts)

DIVISION OF BACTERIOLOGY

REQUEST OF EQUIPMENT	QTY	COMMENTS	PRIORITY	YEAR
Microscope with Epi-fluorescence, dark field condenser and phase contrast and photography equipment	2		1	1
Microscope with dark field condenser.	1		1	1
Binocular Microscope photonic and teaching head.	1		1	1
Compact centrifuge	1		1	1
Dual Action Shaker (orbital and stirrer)	1		1	1
Bio-hazard cabinet type II	1		1	1
Incubator CO2	1		1	1
Incubator 10 cu. ft. (25°C)	2		1	1
Fermentation Microbial System. 7 lts with compatible autoclave.	1		1	1
Protean double-slab vertical electrophoresis cell.	1		1	1
High speed centrifuge (17,000 g) refrigerated and three rotors (250 30 and 15 ml)	1		1	1
Water distillator and purificator	1		1	1
Freeze-dry system (10 flasks and 40 amp.) and vacuum pump.	1		1	1
Ultrasound cleaner for tips.	1		1	1
Ultrasound cleaner for pipets.	1		1	1
Sealer to mealt glass and P.P.D. flasks.	1		1	1
Filter Seitz sheet 30 lts. (serum filtering)	1		1	1
Sterilizer Chamber (20"x20"X38") with drying cycle, electronic controls, 2 trays and printers.	1		1	1
Incubator 5 cu. ft. (37°)	1		1	1
Liquid fractionating equipment	1		1	1
Dry Heat sterilizer	2		1	1
Microwave oven	1		1	1

Column Chromatography equipment (2 sets) Sephadex 25 and Sephadex 50	1	for conjugation of serum with Fluorescein Isothiocyanate	1	1
Variable-Speed vortex shaker	2		1	1
Water bath (22 lt) Digital	1		1	1
Balance 0-12 grs (analytical)	1		1	1
Balance 0-400 grs	1		1	1
Adjustable volume finnpipettes, (Cole-Parmer 1995-1996 page 261 H-06247-64, H-06247-50, H-06247-60, H-06247-51, H-06247-52)	4 ea		1	1
Finnpipette rack and stand	4		1	1
IBM compatible computer 256 mega, 8 RAM with Monitor color and printer.	1		1	1
Laser Color Print	1		1	2
Printer Ink Injection.	1		1	1
Computer Projection System.	1		1	1
Bioslat (3 lts)	1		1	1
Phmeter with electrodes for solides and fluids.	3		1	1
Vacuum pump	1		1	1
Anaerobic Jars	6		1	1
Photo-Chamera (type Olympus Om 101 with lens 3570 and motor)	1		1	1
Millipore filter holder (14 cm)	1		1	1
Single channel Handle	1		1	1
Electrophoresis power supply 1	1		1	1
PCR equipment(thermal cyler type Perkin_Elmer 9600)	1		2	2
Eppendorf micropipettes (see upper)	1 ea		2	2
Inverted Microscope for plates.			2	2
Stratacooler (TM)			2	2
Binocular Microscope			3	3
Eppendorf micropipettes	3 ea		3	3
Notebooks	2		2	2

DIVISION OF VIROLOGY

REQUEST OF EQUIPMENT	QTY	PRIORITY	YEAR
Electronic microscop	1	1	5
Laminar flow Class II, Type A	1	2	1
CO2 incubator (37°C) with regulator	2	1	1
Incubator(37°C)	1	1	1-2
Ultrasound cleaning system (10L)	1	2	3
Liquid nitrogen storage tank (for cell storage, 40 l)	2	2	3
Liquid nitrogen storage tank (for cell transportation, 5 l)	1	2	3
Analytical precision balance(0.05-0.01mg / 162g)	1	1	1
Precision balance(0.05-0.01g / 2200g)	1	1	1
pH meter	1	1	1
Vortex mixer	3	1	2
Multichannel pipettes	4	2	2
Autoclave	1	1	1
Vacuum/Pressure pump (for filtration)	1	1	1
Membrane filter holder (293mm/Millipore)	1	1	1
Reverse osmosis system/Pure water system(Millipore)	1	1	1
Tubing pump (Millipore)	1	1	1
Pressure vessel for filtration (5, 10, 230L/Millipore)	1	1	1
Inverted microscope with photo system (for FA)	1	1	1
Ultracentrifuge with rotor (vertical, swing 50ml, swing 250ml)	1	1	1-2
Universal centrifuge with rotor	1	1	1
Ultrafiltration system	1	1	2
Ultrasonicator	1	1	2
Personal computer with printer (HDD 570M, Fax-Modem, CD-ROM)	1	1	2
Personal computer for expert(Notobook, HD-570M)	1	2	2
ELISA reader with connection to computer and plate washer	1	1	1
Double cabinet van for field works(Diesel, to be shared)	1	1	1
PCR equipment			
Thermal cycler	1	1	1
Transilluminater	1	1	1
Instant photo system	1	1	1
Electrophoresis equipment for DNA	1	1	1
Speed vacuum concentrator etc.	1	1	1
Electrophoresis equipment (vertical, horizontal) with power supply	1	1	3
Water bath	1	3	2
Cubic ice maker	1	1	1
Freezer for blood bank	1	2	2
Interval timer	10	3	1
Microcentrifuge eppendorf refrigerated with rotor	1	1	1
Pipette washer(Ultrasound cleaning system ?)	5	1	1
Orbital shaker with timer	3	2	2
Magnetic stirrer	3	1	1
Hot plate stirrer	3	1	1

DIVISION OF BIOLOGICAL RESOURCES

REQUEST OF EQUIPMENT	QTY	PRIORITY	YEAR	COMMENTS
Washing machine ZP	1	1	1	fol. 1
Scale (for mico rats, guinea pigs)	1	4	2	e.g.: ser. 1400 SARTORIUS
Autoclave (cajas, biberones, etc.)	1	1	1	
Módulo IFFA-CREDO full equipo (cria lauchas BALB-C)	1	1	1	
Módulos cria SPF full equipo (lauchas, huevo embrionado)	3	3	2	
Food Silo	5*	1	2	IFFA-CREDO 083 011 fol. 2
Mobile bottle filler	5*	1	2	IFFA-CREDO 083 030, 088 338, fol. 2.
Rolling table (0,5 x 0,75 x 0,8)	5*	1	2	IFFA-CREDO 096 125, fol. 3
Trolley (carro de transporte)	5*	1	2	IFFA-CREDO 083 013, 088 015, fol. 3
Retention box for mice	10	2	3	IFFA-CREDO 080 093, fol. 4
Rat retention box	10	2	3	IFFA-CREDO 080 092, fol. 4
Retention box for rabbit	5	2	3	IFFA-CREDO 080 090, fol. 4
Stereoscopic microscope with zoom 1x 60x	1	1	2	
Field portable microscopo 150x	1	1	1	
Incubadora para 500 huevos	1	1	3	
Polycarbonate boxes 26x20 cm	500*	1	2	IFFA-CREDO 081 723, fol. 5
Polycarbonate boxes 60x40 cm	500*	1	2	
Water bottle 250 ml con tapa	250*	1	2	IFFA-CREDO 085 014 fol. 6
Water bottle 500 ml con tapa	250*	1	2	IFFA-CREDO 085 014 fol. 6
Estuche quirúrgico KRUUSE para uso de campo	1	1	1	KRUUSE 140 820
Maletín de Instrumental	1	1	1	Kruuse 250 155
Harenes lauchas cepa BALB-C	5			
Hand Held landscape 10x (Bausch & Lomb)	2	1	1	Cole & Parmer H03882- 40
Microscopio con luz incorporada, adaptación para cámara fotográfica, conexión PC y pantalla video 1000x	1	1	2	

Microscopio estereoscópico con zoom 40x	1	1	2	
Balanza A & D Bench and platform scale	1	2	3	Cole & Parmer H11107-20
Incubadora para propósitos generales 5 pies	1	1	1	Cole & Parmer H05094-10
K1 Multimedia (6 vol.)	3	1	2	
Lector digital de temperatura, humedad y velocidad del aire (Tri-Sence®)	1	1	2	Cole & Parmer H37000-90

ウルグアイの家畜衛生関係法制の概要

平成7年12月

在ウルグアイ日本国大使館

ウルグアイにおける法律、政令等は先ず官報に掲載された後、主要法令のみが各年毎の法令集に収録されることになっているが、その後の法令の改廃は同様に時系列的に官報に掲載、法令集に収録されるのみで、日本の加除式現行法令集及至は六法全書のように、その後の改廃を盛り込んだいわゆる現行法令集の如きものは存在しない。

したがって特定分野の法体系を調査する場合は、過去の法律、政令を整理統合し、現行規則のみにつき考察を加える必要があるが、中には本条に反する過去の法令の条項を全て廃止するが如き条項も散見され、かつ特定の規則が500から700条に達する毎年の予算決算法に無秩序に盛り込まれるケースもあり、知る者のみが知る状況にあるので、正確な作業を期すのためにはどうしても専門家の手を煩わす必要がある。

しかしながらこのような状況では行政官等の関係者にとっては極めて不便であるため、需要のある分野のみについては、専門家の手による現行法令集が時々発刊、販売されることもあるが、それも10年に一回程度の頻度に過ぎない。

家畜衛生関係の法制については、基本法である1910年4月13日付法律第3、606号が公布される以前は農村法典(Codigo Rural)等により一部の規制が行われていた由であるが、1951年に初めて当時の現行規則の整理が行われたのみで、その後1976年に農牧水産省家畜衛生局の手により再度整理統合が行われるまで実に25年間の空白を経験している。

以上の空白を埋め、家畜衛生関係者、牧畜生産者等の便に供するため、農牧水産省獣医サービス総局は、上記家畜衛生局の行った整理統合を基礎として初めて1979年に家畜衛生関係現行法令集(Legislacion Sanitaria Animal)を刊行するとともに、1988年にはその後公布された法令をとりまとめた続巻(Anexo)を刊行した。

他方ウルグアイにおいては、国際協力事業団(JICA)の協力により獣医診断改善プロジェクトの開始が予定されており、その目的は農牧水産省ミゲル・ルビーノ家畜衛生研究局の家畜伝染病診断能力のレベル・アップを図ることにあるが、同プロジェクトの実施に当たりウルグアイの家畜衛生の法体系、特に伝染病の予防、撲滅に関する法制を理解する必要が生じている。

したがって本ウルグアイの家畜衛生関係法制の概要は、上記現行法令集また1988年以降については一般法令集より、主要法令の目的及至は主要条項のみを抜粋仮訳の上、制度の概要なりとも理解に供するため作成したものである。

なお上記家畜衛生基本法(法律第3、606号)は公布後既に85年を経過し、家畜衛生の実状に合致しなくなっているため、現農牧水産省畜産サービス総局としては新家畜衛生基本法案を議会に上程すべく準備を進めている由である。

家畜衛生当局

ウルグアイの現在の家畜衛生当局は、農牧水産省畜産サービス総局であるが、これに至るまでの経緯は、次のとおり。

1. 1896年11月6日付法律第2、489号により国家畜産農業部(Departamento Nacional de Ganaderia y Agricultura)が創設されたが、1908年7月8日付法律第3、306号により畜産部(Division de Ganaderia)と農業部(Division de Agricultura)に分割された。
2. 下記法律第3、606号(家畜衛生警察法)の公布により家畜衛生警察事務所(Oficina de Policia Sanitaria de los Animales)が創設され、同畜産部に属することとなった。

3. その後1912年10月30日付法律第4, 277号により国家家畜衛生警察監査部(Inspeccion Nacional de Policia Sanitaria Animal)の名称が付与されたが、更に1928年10月19日付法律第8, 337号により家畜衛生警察局(Direccion de Policia Sanitaria de los Animales)に改称された。
4. しかしながら1935年12月31日に成立した1936年度予算法(法律第9, 538号)により畜産局(Direccion de Ganaderia)と再び改称された。
5. 上記のとおりウルグアイの家畜衛生当局は、畜産部から畜産局へと名称を変えながら、1935年3月18日まで工業省に属していたが、翌3月19日に公布された法律第9, 463号に基づき、工業省が工業労働省と農牧省に分割され、畜産局は農牧省に属することとなった。
6. その後1967年12月26日付法律第13, 640号により畜産局が家畜衛生局(Direccion de Sanidad Animal)と畜産工業局(Direccion de Industria Animal)に分割されたが、1970年法律第13, 892号(予算決算法)第92条により家畜衛生局と畜産工業局が予算執行上の同一プログラムにまとめられ、その上に獣医サービス調整局(Direccion Coordinadora de los Servicios Veterinarios)が置かれることとなった。
7. 最終的に農業水産省(その後名称を変更)は、1975年10月21日付省令をもって同調整局を獣医サービス総局(Direccion General de los Servicios Veterinarios)とし、その機能を明確に定め、これが現在までほぼ踏襲されている。因みに当時の獣医サービス総局傘下の各局は、次のとおり。
 - (1) ミゲル・ルビーノ獣医研究センター(Centro de Investigaciones "Miguel C. Rubino")
 - (2) 家畜衛生局(Direccion de Sanidad Animal)
 - (3) 口蹄疫撲滅対策局(Direccion de Lucha contra Fiebre Aftosa)
 - (4) 畜産工業局(Direccion de Industria Animal)
8. その後農業水産省が現在の農牧水産省に名称を変更、また口蹄疫対策が進捗した結果、口蹄疫撲滅対策局を獣医研究センターに吸収し、新たに家畜衛生研究局に改編及びこれまで傘下になかった家畜流通監視局を吸収したため、最近これに合わせて獣医サービス総局の名称が畜産サービス総局(Direccion General de los Servicios Ganaderos)に変更されている。現時点における畜産サービス総局傘下の各局は、次のとおり。
 - (1) ミゲル・ルビーノ家畜衛生研究局(Direccion de Laboratorios Veterinarios "Miguel C. Rubino, DILAVE)
 - (2) 家畜衛生局(Direccion de Sanidad Animal)
 - (3) 畜産工業局(Direccion de Industria Animal)
 - (4) 家畜流通監視局(Direccion de Contralor de Semovientes)

基本法

1910年4月13日付法律第3, 606号

(俗称：家畜衛生警察法)

(一般的規則)

- 第1条 行政府は、本法律に定める措置により、海外伝染病の侵入及び共和国内において発生する伝染病より家畜を防御する。
- 第2条 次の家畜伝染病に対し本法律において定める措置を適用する。
 全種の動物における狂犬病、脾脱疽、結核及びトリパノソーマ症。
 牛における伝染性肺炎、脾脱疽症候群、ダニ熱、アルゼンチナ病及び疥癬。
 馬における全ての種類の鼻疽、伝染性子宮炎、伝染性貧血症(1)及び脳炎(2)。
 豚における丹毒、コレラ、アフリカ・コレラ(3)及び旋毛虫症。
 羊及び山羊における天然痘並びに疥癬。
 牛、羊及び山羊における牛疫。
 牛、羊、山羊及び豚における口蹄疫。
 バング病。
 蜜蜂における腐蛆病、ダニ症及びノセマ原虫症。
 鶏における鶏サルモネラ症(ひな白痢・鶏チフス・鶏バラチフス)並びにニューカスル病(4)。
 行政府は、上記伝染病の数を増加及至は減少する権限を有するとともに、本条に含まれていない他の動物に対しても本法律の目的である衛生措置を適用することが出来る。

- 註 (1) 1972年6月21日付政令により組み入れ。
(2) 1957年1月31日付政令により組み入れ。
(3) 1963年9月9日付政令により組み入れ。
(4) 1951年7月10日付政令により組み入れ。

- 第3条 本法律に定める衛生措置は、特別に鶏及びその最も恒常的な伝染病（天然痘、シフテリア及び鼻炎）に対しても適用される。
- 第4条 全ての家畜の持ち主及びその管理に当たっている全ての者は、ある種の伝染病に感染されている疑いのある家畜を保有する場合は、直ちに最寄りの警察署にその事実を申告する義務を有し、故意にそれを怠る場合は、本法律第42条に定める罰金が課せられる。
- 第5条 上記第4条の申告を受けた警察署は、可及的速やかな方法で直ちにこれを警察本部に通報するとともに、最寄りの家畜衛生警察事務所へも通報し、同事務所が、行政府が定める本法律の施行規則に基づき適切と判断される措置をとる。
- 第6条 本法律第2条に述べるいかなる伝染病であれ、その存在が確定した場合は、行政府は、当該牧場、地区または県を汚染地域に指定し、その汚染地域の家畜を隔離し、烙印し、没収し、予防接種等を行うとともに、家畜の移動及び見本市、展示会の開催を禁止し、その牧場施設、厩舎、牛小屋、倉庫を消毒し、汚染状況によっては汚染家畜を殺処分する権限を有する。なお殺処分の場合は、本法律第31条の定めるところにしたがい補償を行うことが出来る。
- 第7条 いかなる伝染病であれ、それにかかっている家畜を治療している全ての獣医は、所定の書式により家畜衛生警察に対しこれを申告する義務を有し、これを怠る場合は、罰金と免許の一時停止が課せられる。
- 第8条 (欠如)
- 第9条 行政府は、家畜の市場、見本市、展示場、肉用牛検査場、精肉工場、屠殺場、埋蔵処理場、鶏屠殺場、持糞及び漁獲物の処理場並びに全ての動物産品を加工、保存する施設の指定、衛生検査、監察に関する全ての規則を制定する。
- 第10条 本法律の目的とする家畜、船舶、貨車、保定枠、檻、輸送箱、馬小屋、豚小屋、牛小屋、掃除用具、見本市会場、展示場、肉用牛検査場、家畜競売場、その他販売場等の全般的消毒は、このために定める規則にしたがい家畜衛生警察事務所が行い、家畜の持ち主またはその代理人は、行政府の定めるところにしたがい、その経費を負担することが義務付けられる。
- 第11条 衛生的観察、検査、家畜の屠殺及びその他本法律の定める措置の遂行のために費やされる全ての経費は、家畜の持ち主またはその代理人の負担とされる。
種畜牧場または一般牧場の持ち主及び至は責任者は、家畜衛生警察事務所の係官に対し宿泊及び食事を無料提供することを義務付けられる。
- 第12条 全ての獣医薬品、同様に家畜の病気の予防または診断に用いられるツベルクリン診断液、マレイン診断液、ワクチン、血清及びその他の生物学的製剤、消毒薬、その他の化学薬品等については、その組成、無害性、生物学的作用、効力並びに国の牧畜のための使用の適否につき、常に管理されるものとする。
- 第13条 行政府は、当該技術機関を介して夫々の獣医薬品の管理基準を定めるとともに、その輸入、販売及び使用についての規則を制定する。
- 第14条 (省略)
- (輸出)
- 第15条 輸出される全ての動物及び動物産品は、家畜衛生警察事務所の職員の検査を受けねばならず、いかなる伝染病であれ、それにかかっている全ての動物、同様に行政府が定める規則に基づき要求される衛生条件を満たしていない動物産品の国外持ち出しが禁止される。
税関当局は、家畜衛生警察事務所が発給する証明書による許可がないがぎり動物及び動物産品並びにその調製品の船積みも許可しない。
- 第16条 行政府は、汚染地帯と宣言された地域または県よりの動物の輸出を禁止することが出来る。但し同禁止は、汚染された地域または県が清浄となって後20日目に解除される。
- 第17条 船舶エージェントまたは荷主は、生きた動物を船積みする場合は、船積み時より24時間以前に家畜衛生警察事務所に対し当該許可を要請し、また同事務所は、船舶を検査し、行政府が定める特別規則が要求する全ての衛生条件を満たしていることを確認した後、同許可を付与する。
家畜衛生警察事務所は、船積みのための船舶が港に到着して後直ちに本条に述べる検査を行うことを義務付けられるが、これを怠った場合は輸送される予定の動物の持ち主に生ずる損害を弁償する。
- 第18条 船舶エージェントは、ウルグアイの港において船積みされた家畜について、船内において輸送中に発生した全ての異常につき、当該船舶が出港した日を含めて3か月以内に家畜衛生警察事務所に通報する義務を有し、この義務を怠る会社に対しては以後の船積みも禁止する。
- 第19条 行政府は、生きた家畜の輸出のために指定する港及び国境地点を定め、家畜を輸送する船舶が整備すべき条件、船上の施設、輸送のために必要とされる乾草と水の質及び量、同様に河岸並びに国境における疥癬とダニ予防のための薬浴に関する全ての事項を規定する。

第20条 牛、羊を問わず船積み地点またはそれに至近の私有及至は国有の薬浴場において薬浴させない限り輸出することは出来ない。

私有の薬浴場において薬浴させる場合は、家畜衛生警察事務所が指名する代表の目前においてこの作業を行わなければならない。

但し清浄と宣言された家畜に関しては、薬浴の義務は解除する。

(輸入)

第21条 港及び行政府がこのために指定する陸路による国境通過地点から国内に持ち込まれる全ての家畜並びに動物産物は、家畜衛生警察事務所の技術職員により厳重な検査が行われる。

第22条 海外より持ち込まれる馬、牛、山羊及び豚は、本法律の施行規則を制定するに際し、行政府が定める期間中所定の検査所において行われる衛生観察に委ねるものとする。

第23条 隣接国よりの家畜の輸入については、これらの国のウルグアイの家畜の輸入または交換に関し制定している現行法令を可能な限り考慮し、特別に行政府により規制されるものとする。

第24条 行政府は、家畜の伝染病が蔓延している国または行政府が伝染を防止するため不可欠と判断する予防措置を講じていない国よりの全ての家畜のウルグアイ領土への持ち込みを禁止する権限を付与される。

第25条 もしウルグアイの港に向けて航行中の船舶において、輸送中の家畜の固にある種の伝染病が発生した場合は、行政府が適用する衛生措置が施された場合のみこれら家畜の積み降ろしが許可される。

第26条 検査、飼養、その他の経費は、家畜の持ち主または代理人の負担とする。

第27条 船上検査または陸上の検査において、輸入しようとする家畜の内のある動物がいかなる伝染病であれ、それに侵されていることが確認された場合は、その動物は国外に持ち出すか及至は殺処分されねばならない。またこの措置は、いかなる種類の介償の対象となり得ない。

第28条 本法律の規定に違反し国内に持ち込まれた全ての家畜は、一切の手続きなしに没収され、また同家畜の持ち主及至はこれを持ち込んだものは、罰金またはこれに相当する禁固刑が課せられる。

(賠償)

第29条 本法律を遂行するために殺処分する必要のある家畜の持ち主は、賠償される。同様に破壊する必要のある全ての物件の所有者も、同所有者及び家畜衛生警察事務所との間の合意に基づく事前査定により賠償される。但し屠殺された家畜を侵している病気が致死性のものである場合は、賠償の対象とならない。本条に述べる賠償は、所有者が本法律及び家畜衛生警察規則に違反せず上記措置の原因が生じた場合のみにかぎり支払われる。

第30条 (省略)

第31条 家畜衛生警察より殺処分を命じられた繁殖用の家畜は、家畜衛生事務所と持ち主の合意に基づく事前査定により、次の割合で賠償される。

検死解剖により診断が確定しない場合は、家畜の価格の全額。

結核の場合は家畜の価格の4分の1及びその他の伝染病の場合は半額。

鼻疽及びその他の致死性の病気に侵されたため殺処分された家畜については、賠償は行われぬ。

(以下省略、註：肉用の家畜については、その重量により賠償される。)

第32条 輸入された家畜で、結核により殺処分を命じられた場合は、いかなる賠償の対象となり得ないが、検査所を出て後90日後に殺処分された場合は、この限りでない。

(以下省略)

(その他)

第36条 畜産部に付属する家畜衛生警察事務所を創設し、次の任務を遂行する。

a) 行政府が定める規則にしたがい本法律を遂行させる。

b) 家畜の病気の発生及び伝播を避けるために用いられる最も効果的な手段に関する科学的知識を牧場主の間に普及させ、国の牧畜業の衛生状態を監視する。

c) 共和国の家畜センサス及び家畜と同産品の輸出入センサスを作成する。

(以下省略)

1980年6月25日付政令第368号

プルーティングを1910年法律第3,807号(家畜衛生警察法)第2条に組み入れ。

1982年1月27日付政令第33号

国家家畜衛生委員会を創設し、その任務を規定。

(内容省略)

1983年6月22日付政令第208号

家畜衛生局の管轄地域をつぎのとおり決定。

北部地域：アルティーガス県、サルト県、リオ・ネグロ県、リヴェーラ県及びタクアレンボー県。

南西地域：ソリアノ県、コロニア県、フローレス県、フロリダ県、サン・ホセ県、ドゥラスノ県、カネローネス県及びモンテヴィデオ県。

東部地域：ロッチャ県、セーロ・ラルゴ県、ラヴァジェッハ県、トレインタ・イ・トレス県及びマルドナード県。

(内容省略)

1984年4月25日付政令第158号

牛のライノウイルス感染症を1910年法律第3,807号(家畜衛生警察法)第2条に組み入れ。

口蹄疫

1953年9月15日付政令第159号

私的消費用及び缶詰用食肉を生産するため牧場内で屠殺される家畜に接種し、ワクチン製造のための材料を確保することを目的として、指定された検査室以外においても口蹄疫ウイルスの操作を許可し、その規則を制定。

(内容省略)

1961年11月9日付法律第12,938号

共和国の全領土内における口蹄疫撲滅対策の義務化及び違反者に対する罰則の適用。

(内容省略)

1967年2月23日付政令第141号

口蹄疫ワクチンの製造、販売、輸入及び使用のための管理の適用を規制する制度的基準の制定。(注：ワクチン使用効果を上げるための衛生統計学的数値基準等を定めているもの)

(内容省略)

1969年6月12日付政令第272号

口蹄疫ワクチンの販売に関する規則の制定。

(内容省略)

1971年9月29日付農薬水産省獣医サービス調整局決議(決定)

口蹄疫撲滅キャンペーンに介入する農薬水産省傘下の獣医関係各局の権限及び責任の分担の決定。

(内容省略)

1975年10月2日付政令第746号

牛に対する口蹄疫ワクチン接種基準の制定及び羊に対する同ワクチン接種義務の拡大。

(内容省略)

1976年2月12日付政令第87号

上記1975年政令第746号に定める牛に対する口蹄疫ワクチン接種期間中における全ての家畜の競売会、見本市、その他の開催禁止。

(内容省略)

1978年3月29日付政令第166号

国の全ての屠殺場に対し口蹄疫ワクチンを製造する検査室への屠殺した牛の舌の上皮材料の提供を義務付け。

(内容省略)

1979年10月10日付政令第579号

口蹄疫ワクチンの無害性及び有効性の管理に関する規則を拡大(上記1967年政令第141号を一部改訂)。

(内容省略)

1980年10月22日付政令第554号

口蹄疫撲滅対策局に対し口蹄疫の単価ワクチン及び多価ワクチンの無毒性並びにその効果を管理する権限を付与。

(内容省略)

1982年1月27日付政令第34号

口蹄疫ワクチンの管理及び製造に関する規則（上記1976年政令第141号）の一部改訂。

（内容省略）

1983年10月26日付政令第408号

牛及び羊に対する口蹄疫ワクチンの接種、管理、罰則等を規定。

（内容省略）

1984年5月30日付政令第219号

上記1983年政令第408号の一部改訂。

（内容省略）

1989年10月18日付法律第16,082号

（俗称：口蹄疫撲滅法）

第1条（国益宣言）

国の全領土における口蹄疫の予防及び撲滅を国益と宣言する。

第2条（権限を有する当局）

農牧水産省は、獣医サービス総局を介して、口蹄疫予防及び撲滅キャンペーンの実施のための権限ある衛生当局に任せられる。

第3条（権限）

衛生当局には、次の権限が付与される。

- a) 予防及び撲滅キャンペーンの指揮に関連する全ての機能の遂行。
- b) 本法律が定める撲滅段階にしたがい家畜の隔離、宣告、殺処分、持ち込み及び移動管理の実施。
- c) 他の公的及び民間機関に対する支援並びに協力の要求。
- d) 他の地域レベルの家畜衛生当局との直接連絡。
- e) 必要に応じ研究機関の支援による疫学的調査の実施。
- f) 撲滅の目的のために必要な他の衛生技術的措置の採択。

第4条（申告義務）

牛、羊及び豚の所有者またはこれらの輸送者は、口蹄疫の存在またはその疑い及至は類似症状の存在を発見したことを最初の48時間以内に申告し、家畜及びその他ウイルスの伝染の原因となるいかなる農業用具の全種類の移動を、当該家畜衛生当局が適用すべき措置を決定するまで中止することを義務付けられる。

第5条（獣医及び関係職員）の義務）

全ての獣医、同様に獣医サービス総局に属する全ての職員は、前条に述べる状況を申告し、家畜の所有者に対し適用すべき措置について直ちに助言し、可能な限りの手段をもって同措置の遂行を監視する義務を有する。

第6条（予防撲滅キャンペーン）

口蹄疫の予防及び撲滅キャンペーンは、準備段階に終えた後、継続する2段階により実施される。準備段階及びキャンペーンの全段階においては、マス・コミを通じて口蹄疫の予防と撲滅を達成する重要性を広報する。同様に疫学的調査、汚染された家畜または媒介家畜の探知及び強制淘汰を実施し、口蹄疫の予防活動を徹底する。強制淘汰を行う条件及び機会は、本法律の施行規則により定められる。

家畜衛生当局は、牧畜生産者及び組織により構成され、口蹄疫の予防及び撲滅のための全ての活動を支援すべき農村委員会の組織化を推進する。

第7条（第1段階）

農牧水産省は、準備段階のため設定された目標が達成され次第、第1段階の開始を命ずる。同目標は、次の指標に基づいて評価される。（1）発生件数、（2）達成されたワクチン接種の範囲、（3）キャンペーン活動への生産者の参加程度、（4）公的機関による監督状況、（5）ウルグアイにおいて記録された状況と類似の衛生状況達成のための地域レベルにおける決定的活動の定着。この段階は、必要と判断される感染可能性動物の集団的ワクチン接種、危険性がある動物の強制淘汰、疫学的及び実験室的試験により、臨床的に口蹄疫の不在を達成することを目的とする。

第8条（第2段階）

第2段階においては、口蹄疫の撲滅を達成する。第2段階の開始は、農牧水産省代表3名、農牧協会代表1名、農牧連盟代表1名及び全農連代表1名により構成される委員会により決定される。同決定は、国内における口蹄疫の臨床発症例の不在状態が最低1年間経過した後並びに口蹄疫撲滅のための国境隣接国との協定地域において同様の状況にあることが確認された後に実施に移される。農牧水産省は、畜産サービス総局を通じて全ての種類の口蹄疫ワクチン接種の中止を命じ、口蹄疫が発生した場合は、その拡散を避けるために全ての措置を講ずる（一部省略）。

第9条 (ワクチンの輸入)

本法律の採択後、現行法令に定める管理規則にしたがい民間人による口蹄疫ワクチンの輸入を自由化する。

第10条 (宣言)

国際獣疫事務局 (OIE) により要求される条件を満たした後、ウルグアイは、口蹄疫清浄国宣言を行い、この承認を得るため専門国際機関及びその他の国に通報する。

(以下省略)

1989年12月29日付政令第642号

上記法律第16, 082号 (口蹄疫撲滅法) の公布にしたがい使用される口蹄疫ワクチンを製造する検査室の条件、指定、登録及びワクチンの輸入並びに管理規則等の詳細を規定。

(内容省略)

1990年1月16日付政令第39号

口蹄疫ワクチンの販売を希望する法人及至は個人の指定に関する規則を制定。

(内容省略)

1990年5月30日付政令第244号

上記1989年法律第16, 082号 (口蹄疫撲滅法) の施行規則を制定。

(内容省略)

1991年1月16日付政令第40号

第1条 国中の全ての牛は、毎年2月15日より3月31日までに口蹄疫の油性ワクチンを接種しなければならない。2才以下の牛は、毎年5月15日より6月30日までに同ワクチンを再接種しなければならない。

第2条 当該年に生まれた子牛は、同年の10月1日より30日までに口蹄疫の油性ワクチンを接種しなければならずまた翌年の同時期に再接種しなければならない。10月30日以降に生まれた子牛は、翌年の同時期にワクチンを接種しなければならない。

第3条 1991年2月15日より3月31日までに初めて油性ワクチンを接種する全ての牛は、2年以内の同時期に再度ワクチンを接種しなければならない。

(以下省略)

1992年1月24日付政令第38号

上記1991年政令第40号 (口蹄疫ワクチン接種規則) に若干の規定を追加。

(内容省略)

1992年11月10日付政令第549号

上記1989年政令第642号の一部改訂。

(内容省略)

1994年6月7日付政令第261号

(本政令公布の経緯)

1. 農牧水産省は、1994年4月25日付をもって、1989年10月18日付法律第16, 082号 (口蹄疫撲滅法) 第8条に述べられる委員会の代表及び代理を任命した。

2. 同委員会は、1994年4月26日に招集された会議において、上記口蹄疫撲滅法第8条の規定に基づき、1994年6月16日以降、口蹄疫予防撲滅キャンペーンの第2段階開始を全会一致で決定した。

(本政令公布の背景)

1. 口蹄疫予防撲滅キャンペーンのため設定された段階は、次のとおり成功裡に終了した。

(1) 上記口蹄疫撲滅法が採択されて以降、農牧水産省が省令をもって第1段階に移行することを決定した1992年8月11日まで、口蹄疫撲滅のための準備段階が実施に移された。

(2) 同1992年8月11日以降、口蹄疫予防撲滅キャンペーンは、牛に対する集団ワクチン接種及びその他の補完的手段により、口蹄疫の臨床例の不在状態を維持することを目的として、その第1段階が実施に移されている。

2. ウルグアイの領土内においては、既に4年間口蹄疫の不在状態が続いているが、これは上記口蹄疫撲滅法第8条に規定される第2段階に移行するための要件を越えるものである。

3. 同様な状況は、アルゼンティン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及び汎米保健機構との間のラ・プラタ河流域における口蹄疫撲滅のための国際技術協力協定の全ての対象地域において確認されており、上記口蹄疫撲滅法第8条が規定する第2段階を開始するための条件を満足させるものである。
4. 公的獣医機関により実施された血清伝染病学サンプルの伝染病学的検査の結果、牧場レベルにおいてはウイルスの活動は存在しないことが確認されている。
5. 1993年5月19日に開催された国際獣疫事務局第61回総会において、ウルグアイに対しては、ワクチン接種による口蹄疫清浄国のカテゴリーが承認されている。
6. 以上を考慮し、撲滅キャンペーン第2段階の規則に関する政令を公布することが望ましい。

(本政令テキスト)

第1条 (ワクチン接種の廃止)

1994年6月16日以降、国の全領土において口蹄疫のワクチン接種を廃止する。

第2条 (口蹄疫ウイルスの保有)

1994年6月16日以降、個人及び行政府に属する機関による口蹄疫の生ウイルスまたは不活化ウイルスの保有を、“Miguel C. Rubino”家畜衛生研究局を除き禁止する。同局による口蹄疫生ウイルスの保有は、1995年1月1日以降禁止する。

ワクチンの生産、診断またはその他のいかなる目的のための生ウイルス及至は不活化ウイルスの保有は、家畜衛生当局に帰属し廃棄される。

第3条 (口蹄疫ワクチンの保有)

1994年6月16日以降全ての口蹄疫ワクチンを保有する者は、公的獣医機関に対し最大限30日以内にドーズ数、マーク、シリーズ及び補充場所を、法的に申告しなければならない。同ワクチンの在庫は、家畜衛生当局の介入により差し押えられたものと解釈される。

1994年6月16日以降ワクチンの当該シリーズの有効期限までの期間中、個人保有者は、同口蹄疫ワクチンの使途を家畜衛生当局に対し報告することを義務づけられる。また同様使途は、畜産総局の事前かつ明確な許可を得なければならない。

当該シリーズの有効期限満了次第、残余ワクチンは、公的獣医機関の立ち会いの下に廃棄される。

第4条 (口蹄疫清浄国条件維持委員会)

上記口蹄疫撲滅法第8条に基づき創設された委員会は、第2段階実施期間中その機能を維持し、口蹄疫清浄国条件維持委員会と称される。(以下省略)

第5条 (委員会の任務)

口蹄疫清浄国条件維持委員会は、次の事項に関し、農牧水産省に参画し、助言する義務を負う。

- (1) 国内への口蹄疫の侵入の可能性を排除するため、疫学的防衛及び監視を改善させる技術の適用。
- (2) 緊急衛生措置の実施及び県別査定委員会が行うべき賠償査定のマニュアルの作成。
- (3) 上記口蹄疫撲滅法第8条の規定に基づき、地域的及び国内的に緊急事態が確認された際の現行衛生措置の修正。
- (4) 本政令第8条、第10条及び第11条に規定する事項。
- (5) その他委員が提案する委員会の目的に関連する事項。

第6条 (委員会の権限)

前条に示される任務の達成を可能とするため、委員会は、第2段階の進捗及び必要に応じ国家緊急衛生体制の機能を直接監督し、またこれに参加し、畜産サービス総局が国内及び国際的情報源から得られる本件に関する情報を直接受領し並びに国家緊急衛生体制の付属機関の意見を直接求めるものとする。

第7条 (執行部)

委員会は、委員3名により構成される執行部を置くが、うち1名は生産者代表とする。執行部は、常設体制の下で任務を行い、緊急衛生体制の場合は、委員会の同意の下に同委員会の権限を執行する。(以下省略)

第8条 (淘汰防疫措置)

1994年6月16日以降、口蹄疫の偶発的発生に際しては、畜産サービス総局は、本政令第4条に規定する委員会の同意の下に、実施マニュアルに基づき感染の可能性のある家畜の淘汰防疫措置(殺処分)、技術的措置の適用及び同偶発的発生の排除のために有効な全ての補完的措置を命ずる。(以下省略)

第9条 (賠償)

本政令第8条に規定される偶発的発生において淘汰された家畜及び破壊された動産の価格に該当する賠償は、上記口蹄疫撲滅法第13条規定される条件にしたがい適用される。(以下省略)

第10条 (緊急防疫事態の宣言及び指揮)

畜産サービス総局は、本政令第4条に規定される委員会の同意の下に、国内または地域的情勢がこれを正当化する場合、国家家畜衛生委員会に通報の上、上記口蹄疫撲滅法第3条に規定される権限に基づき、国家緊急防疫事態を宣言することが出来る。

国家緊急防疫事態が宣言されて後、農牧水産省は、畜産サービス総局を通じて直ちに国家緊急防疫体制を発動させ、その指揮をとる。

同体制は、実施マニュアルに基づき、偶発的発生の排除に向けての全ての作戦及び措置の緊急かつ調整された適用を目的とする。

第11条 (国家緊急防疫体制)

国家緊急防疫体制は、農牧水産省、国防省、内務省、運輸公共事業省及び税関当局の参加により構成される。

上記諸機関は、偶発的発生において要求される作戦を支援、後援及び実施する目的をもって、そのカウンターパート並びに連絡役として行動するため、国、地域及び県レベルにおいて必要な決定を行い得る地位と能力を有する公務員(本人及び代理)を任命しなければならない。

上記任命は、本政令発効後最大30日以内に行わなければならない。

畜産サービス総局は、口蹄疫撲滅法第3条に規定される権限に基づき、その他の公共及び民間機関の支援と協力を要求することが出来る。

第12条 (養成、訓練及び模擬演習)

畜産サービス総局は、本政令第11条に述べる国家緊急防疫体制を構成する機関との間で、緊急防疫事態の状況下において要求される行動の適切な執行を目的として、養成、訓練及び模擬演習のための年間計画の開発につき合意する。

畜産サービス総局は、家畜防疫体制に組み込まれているグループ及び国民一般に対する、外来の病気の監視並びに予防のために有効な行動を維持するため恒常的な教育プログラムを開発する。

第13条 (資金)

緊急防疫事態の経費に充てるために必要な資金の適切な手当を保障する目的をもって、国家緊急防疫体制を構成する機関は、それぞれの予算または予算外資金を充当することが出来る。(以下省略)

第14条 (緊急防疫事態中の情報)

農牧水産省は、委員会の合意の下に、畜産サービス総局を通じて、マスコミ、直接関連のあるセクター及び一般大衆に対し情報を提供する責任者を任命する。

第15条 (地域的情勢のフォロー)

行政府は、畜産サービス総局の示唆により、公共及び民間の知名な技術者で、このテーマにつき知識のある技術者により構成される公的使節団を通じて、地域の疫学的情勢を積極的にフォローする手段を講じるが、同使節団は、一時的または恒常的な性格を有することが出来る。

第16条 (輸入及び経山)

畜産サービス総局は、同局の専門機関の提案に基づき、口蹄疫に関しウルグアイと異なった衛生状況にある地帯、園ないしは地域よりの動物、動物産品、動物由来副産品、動物由来の遺伝材料、飼料、動物糞及び国の牧畜にとって危険な病原体を伝染する全ての材料または物質の最終的ないしは一時的輸入または経山に関し決定する。

特にケース毎の提案は、危険分析及びこのタイプの貿易取引の枠組みとして役立つ国内、地域並びに国際的動物衛生基準の適用を基礎とする。

第17条 (権限)

畜産サービス総局は、如何なる輸送手段が用いられたかを問わず、本政令第16条に規定される全ての財の持ち込みの衛生管理を行うことにつき排他的権限を有する。

畜産サービス総局は、その権限を執行するため、他の権限ある公的機関の協力と支援を要求するが、これら機関は、要請された協力を提供することを義務付けられる。

第18条 (障壁)

畜産サービス総局は、状況がこれを必要とする際は、同局が事前に許可した海港、空港、国境通過地点、全国の郵便局及び本政令第16条に規定する産品の国内持ち込みのための検査場所の許可または不許可を決定する。

第19条 (輸送手段の塵芥の管理)

畜産サービス総局は、海港、空港及び国境通過地点において、国際輸送される塵芥の収集、同様に本政令第16条に述べる商品の持ち込みに伴う没収並びにその後の処分のための措置に関する規則を制定する。

輸送のための飼料、同じく輸送された飼料の残余または輸送中に消費された飼料の衛生当局が設定する条件による自己負担による処分は、本政令第16条に述べる産品の運送会社(航空、海上、河川、陸上)ないしは同輸送手段または同産品の持ち込み場所の清掃を委託された公人あるいは私人の責任とされる。

上記の義務を賦された者は、公的獣医機関の判断により、飼料残の処分ための場所までの危険を伴わない輸送を保障出来る理由を提示しなければならず、同様にこれに要する経費を負担しなければならない。

第20条（輸送用車両及び荷物の管理）

畜産サービス総局は、本政令第16条に規定される財の国内持ち込みのため許可される場所を通じて、集団または個人的海上、河川ないしは陸上輸送のため使用された車両その他の輸送手段に関する管理、消毒並びにその他の措置、同様に旅行者の荷物についての全ての規則を制定し、これを監督する。

第21条（宣言）

1994年9月1日以降、ウルグアイに入国する全ての者は、いかなる輸送手段によろうとも、その荷物の中に本政令第16条に規定される物品を入れていない旨及び国の衛生状況のため危険な活動を行わない旨の宣言を行わなければならない。

第22条（ごみ捨て場の管理）

畜産サービス総局は、ごみの衛生処理、ごみ捨て場よりの家畜の飼用のごみの持ち出し禁止及び感染の可能性のある家畜の持ち込みに関し、ごみ捨て場の衛生管理のための協力を各県庁に対し要求する。（以下省略）

第23条（家畜の移動管理）

畜産サービス総局は、家畜管理局を通じて、家畜の移動が現行規則の規定に基づき行われるよう管理する。（以下省略）

第24条（家畜の競売、展示、清算、輸送手段）

家畜の流通及び集合のための全ての場所、同様に家畜の輸送手段は、これらの清掃、洗浄及び消毒のための当該規則が、同措置の効果を保障するために設定する修正に基づき適正化を行わねばならない。

第25条（違反及び罰則）

（以下省略）

第26条

本政令は、全国紙2紙に掲載されることにより発効する。

第27条（省略）

1994年8月31日付政令第398号

上記1994年政令第261号第20条の表現を訂正。

ブルセラ病

1961年11月9日付法律第12, 937号

共和国の全領土内におけるブルセラ病撲滅対策の義務化及び違反者に対する罰則の適用。

（内容省略）

1970年10月20日付法律第13, 892号（予算決算法）

第471条 本法律の発効時において、法令の定めるところに基づきブルセラ病の予防注射を行っていない8か月齢以上の雌牛の所有者または全ての資格に基づく所持者は、本法律公布後90日以内に、農牧省家畜衛生局に対し、その旨申告しなければならない。申告された家畜は、家畜衛生局により同定され、公式の獣医検査の下に屠殺するため販売することが出来る。上記期間内に申告を怠った家畜の所有者または所持者は、牧場の隔離を含む罰則を課せられる。（以下省略）

1965年10月7日付政令第451号

牛のブルセラ病診断の抗原を農村開発のための必要製品に指定し、ミゲル・C・ルビーノ獣医研究センターがこれの生産を行うこと等を規定。

（内容省略）

1971年4月30日付政令第233号

上記1970年法律第13, 892号（予算決算法）第471条の規定に基づき、1961年法律第12, 937号の施行規則を改訂。

（内容省略）

1984年2月22日付政令第79号

牛のブルセラ病撲滅に関する規則（診断基準等）を制定。

（内容省略）

1985年11月6日付政令第607号
上記1984年政令第79号の一部改訂。

カルブンケル（炭疽）

1938年8月18日付政令
細菌性カルブンケルの撲滅対策を義務化し、その罰則を制定。
（内容省略）

1938年10月13日付政令
微候性カルブンケルの撲滅対策を義務化し、その罰則を制定。
（内容省略）

豚コレラ及び狂犬病

（豚コレラ）

1939年6月16日付政令
豚コレラの撲滅対策を義務化し、これを実施するための規則及び罰則を制定。
（内容省略）

1961年12月26日付政令
豚コレラ対策のための長期超免疫ワクチン及び血清の製造、販売並びに使用のための規則の制定。
（内容省略）

1963年9月5日付政令
アフリカ豚コレラを1910年法律第3,807号（家畜衛生警察法）第2条に組み入れ、汚染地域よりの輸入等を禁止。
（内容省略）

1966年7月21日付政令第356号
豚コレラ対策のためのワクチンの使用及び販売に関する規則。（上記1961年12月26日付政令の一部改訂）
（内容省略）

1971年4月22日付政令第203号
農牧省家畜衛生局に対し豚コレラの汚染地域の指定及び家畜の移動を禁止する権限を付与。
（内容省略）

1976年11月4日付農林水産省家畜衛生局決議
豚コレラのワクチンを接種していない豚の移動禁止。
（内容省略）

1977年12月5日付農林水産省家畜衛生局決議
関連決議及び回章の統合。
（内容省略）

1978年7月21日付農林水産省獣医サービス総局決議
米州大陸におけるアフリカ豚コレラの発生にあたり、この侵入を防止するため家畜衛生局及び畜産工業局に対し、野生の豚を含む豚及び同製品の輸入許可の付与を中止することを命令。
（内容省略）

1978年8月16日付政令第479号
米州大陸におけるアフリカ豚コレラの発生にあたり、この侵入を防止するため国家衛生警戒体制を宣言の上、関連緊急措置を制定。

1978年7月10日付政令第400号
上記1963年9月5日付政令の一部改訂。
(内容省略)

1980年6月27日付政令第380号
上記1978年政令第479号の一部改訂。
(内容省略)

1982年4月22日付政令第138号
上記1980年政令第380号を更に改訂。
(内容省略)

1982年7月2日付農業水産省令
上記1978年政令第479号の一部(伝染病の疑われる豚の没収、処理)の実行規則を制定。

(狂犬病)

1952年1月7日付大統領令第22,030号
犬の飼養・保護及び取扱い並びに衛生予防に関する規則の改正。
(内容省略)

1957年12月26日付政令
犬及び猫の輸入に関する規則の制定。
(内容省略)

1963年6月13日付政令
上記犬及び猫の輸入規則の一部改訂。
(内容省略)

1976年12月9日付家畜衛生局決議
狂犬病ワクチンの接種を受けていない犬、猫の持ち込み禁止及び飼い主が放棄した場合の没収、処分を規定。
(内容省略)

鶏白痢

1953年9月8日付政令
ひな白痢撲滅のための規則。
(内容省略)

1971年4月15日付政令第193号
養鶏場におけるニューカッスル病対策に関する規則。
(内容省略)

1972年2月10日付政令第107号
農牧省家畜衛生局における孵化場登録の機能に関する規則。
(内容省略)

1976年8月24日付農牧省令
農牧省家畜衛生局における孵化場登録規則の更新。
(内容省略)

1982年6月30日付政令第235号
上記1971年政令第193号の一部改訂。
(内容省略)

1982年12月2日付政令第434号

国内の鶏孵化場における鶏サルモネラ症(ひな白痢・鶏チフス・鶏バラチフス)の予防の義務化に関する規則を制定。

(内容省略)

ダニ

1956年7月3日付法律第12,293号

ダニを国の害虫と宣言し、家畜の所有者等に対しダニの撲滅のための負担を義務付け、そのための規則及び罰則等を制定。

第1章 ダニ撲滅のための各段階

第13条 本法律第1章及び第11章に定める輸送に関する規定は直ちに適用する。
ダニを完全に撲滅するまでの牧場清浄化のための行動は、次の各条において規定された段階に基づき累進的に実施に移される。

第一段階(広報及び準備)

第14条 農牧省は、畜産局を通じて直ちに次の宣伝及び衛生準備計画を実施に移す。
(1) 本法律の内容及び目的に関する集約的な宣伝並びに情報活動を実施に移し、生産者に対し恒常的な技術的助言を提供する。
(2) ダニ撲滅に必要な協力を行うためダニ撲滅対策委員会を創設する。
(3) 牧場及び薬浴場に関する恒常的なセンスを作成し、これを維持する。
(4) 衛生活動に必要な資材集積所を設置するとともに、移動薬浴施設、車両及びその他の機材を購入する。
(5) ダニ撲滅対策委員会の要請に基づき清浄化地域を指定するが、その位置と面積は、畜産局の判断により妥当なものに限る。

第二段階(民間活動による牧場の清浄化)

第15条 本法律の公布より1956年10月30日までの期間が経過した後、ダニにより汚染されていると宣言され、隔離され及び同日以降隔離される牧場の所有者または責任者は、家畜並びに土地が完全清浄化されるまで、全ての家畜の組織的薬浴を実施しなければならない。
畜産局は、ダニ撲滅対策委員会の協力の下に、薬浴を計画、指導し、全ての牧場において実行された業務を記録し及び家畜の輸送の厳格な監視を維持し、民間人に対する助言と協力を行う。
本条に定める清浄化期間は、1年間とする。
畜産局は、長期にわたる激しい干ばつ及至は過度の汚染の如き、清浄化の達成を妨げる不可抗力の原因が存在することが信じるに足るかたちで立証された場合は、同清浄化期間を1年間延長することが出来る。

第16条 (省略)

第三段階(怠慢者に対する公的清浄化措置)

第17条 行政府は、衛生キャンペーンの進捗状況により適切と判断した場合は、ダニ撲滅対策の第三段階の実施を宣言する。同第三段階においては、公的な薬浴が実施に移され、全領土内における展示会、競売、見本市等に参加する家畜に対し、第7条に述べる予防薬浴の義務化を拡大することが出来る。
家畜衛生局は、ダニ撲滅の義務を怠っている所有者の牧場に対し、直接公的の薬浴を強制し、必要な場合、このための人員を雇い上げることが出来る。
実施される清浄化措置においては、怠慢者は、公務員及び雇い上げられる人員の月給並びに日給を含め、これに必要とされる全ての経費を支払わなければならない。

(以下省略)

第18条 畜産局は、本公的清浄化段階において必要と判断された場合、ダニの完全撲滅に至るまで定期的及び一斉薬浴の適用のための清浄化地域を指定する。また必要な場合は、同薬浴を羊及び馬に対しても拡大することが出来る。

第19条 清浄化済み及至は清浄化中の地域における清浄牧場は、その家畜の薬浴義務を解除される。

第20条 公的薬浴場、指定薬浴場、移動薬浴場及びその他畜産局が管理する薬浴場における薬浴料金は、家畜の種類、年齢を問わず1頭当たりXペソとし、薬浴時に支払うものとする。

行政府は、小規模生産者のため無料で薬浴を行うことが出来る。

(その他内容省略)

1956年9月25日付政令

上記1956年法律第12,293号の施行規則を制定。

(内容省略)

1959年7月2日付政令

ダニの汚染地域、浄化済み地域及び浄化中の地域より輸送される牛に適用される予防のための薬浴に関する上記1956年法律第12, 293号の規定の施行規則の制定。
(内容省略)

1961年9月28日付政令

ダニ撲滅対策における私有薬浴場の使用に関する1956年法律第12, 293号の規定の施行規則の制定。
(内容省略)

1968年8月15日付政令第499号

1956年法律第12, 293号に定めるダニ撲滅対策第三段階を1968年10月1日より実施することを宣言し、その施行規則を制定。
(内容省略)

1975年9月12日付家畜衛生局決議

上記1968年政令第499号の実施のための基準を制定。
(内容省略)

1976年6月21日付家畜衛生局決議

全国11県をダニ清浄化済み地域または清浄化中地域として宣言し、これらの県に家畜を搬入するための衛生コントロール・ポイントを設定。
(内容省略)

1979年5月23日政令第286号

上記1956年9月25日付政令の一部改訂。
(内容省略)

1982年6月14日法律第15, 288号

獣医サービス総局に対しダニ汚染されていないと判断される牛のうち直ちに屠殺される牛については上記法律第12, 293号に定める薬浴義務を免除する権限を付与。
(内容省略)

1982年8月19日政令第293号

上記1982年法律第15, 288号の施行規則の制定。
(内容省略)

疥癬及びシラミ

1942年5月27日付法律第10, 163号

全領土における牛の疥癬撲滅対策の義務化を宣言し、検査、家畜の輸送及び罰金等に関する規則を制定。
(内容省略)

1948年12月22日付法律第11, 199号

羊の疥癬を国の疫病と宣言し、その清浄化を義務付けけるとともにそのための規則及び罰金等を制定。
(内容省略)

1949年9月23日付政令

上記1948年法律第11, 199号の施行規則を制定。

1970年10月19日付法律第13, 892号(予算決算法)

第467条 全国における羊のシラミ撲滅対策の義務化を宣言する。その撲滅のためには1948年12月27日付法律第11, 199号に含まれる規則を適用する。(一部省略)

1981年12月10日付法律第15, 225号

羊に対する年1回の疥癬及びシラミの予防措置を義務付け、そのための規則を制定。
(内容省略)

1982年1月25日付政令第22号

上記1981年法律第15, 225号の施行規則を制定。
(内容省略)

1983年11月21日付農業水産省令

羊のシラミ予防のための薬浴剤の登録、濃度等の規則を制定。
(内容省略)

1992年12月22日付法律第16, 339号

羊の疥癬を国の疫病と宣言し、その撲滅を義務化するとともに、このための規則、罰則等を制定。
(内容省略)

1993年12月21日付政令第578号

上記1992年法律第16, 339号の施行規則を制定。
(内容省略)

包虫症 (エキノコックス)

1965年12月9日付法律第13, 459号

包虫症を国の人畜共通の疫病として宣言し、その撲滅対策委員会を創設し、同委員会の構成及び任務並びに衛生管理規則等を制定。
(内容省略)

1969年2月11日付政令第88号

上記1965年法律第13, 459号の施行規則を制定。
(内容省略)

1977年8月9日付政令第458号

包虫症撲滅対策委員会が採用した有効条虫駆除薬 (DRONCITタイプ) の使用の義務付け。
(内容省略)

家畜衛生関係輸出入規則

1934年6月8日付政令

(輸入)

- 第1条 行政府が指定する港及び国境通過地点より国内に持ち込まれる全ての動物並びに動物製品は、家畜衛生警察の技術職員により行われる検査を受けなければならず、この要件なしでは国の領土内に持ち込むことが出来ない。
- 第2条 税関事務所は、当事者よりの家畜衛生警察の当該下部機関より発給された輸入を許可する証明の事前提示なくしては、動物及び全ての動物製品、調整品等の国内持ち込みを許可しない。
- 第3条 以下を禁止する。
- a) 牛疫、伝染性肺炎、口蹄疫、羊の天然痘、鼻疽及び国の畜産のための脅威となるその他全ての病気が存在するいかなる地域よりの動物全般、その死体、製品、臓物、牧草、敷藁及至はその他の物品の輸入または積み降ろし。
 - b) 行政府により、その国の家畜衛生関係法令が伝染病の侵入を防ぐために十分な保障とならないと判断される国よりの動物の輸入。
 - c) モンテヴィデオ港以外の港を通じての海外よりの輸入。
 - d) ウルグアイに持ち込むことの出来る国よりの動物であっても、その動物が輸入禁止国原産の場合の家畜の輸入。
 - e) 家畜の船積み日より30日以内に輸入禁止国の動物を積み込んだことのある船舶により輸送された家畜の輸入。
 - f) 鶏及びひよこまたは孵化用の鶏卵の輸入。
- 第4条 ウルグアイに向け航行中の船舶において伝染病が発生した場合は、汚染された家畜の生死を問わず全ての家畜の持ち込みが拒否され、同船舶は、当該家畜衛生当局が命令する厳重な消毒及びその他の措置をとらない限り、いかなるウルグアイの港にも入港することが出来ない。

第5条 ウルグアイの港に向けて輸送中の家畜の積み出し国において伝染病が発生した旨の公式報告がある場合は、当該船舶の入港を拒否することが出来る。

第6条 輸入される家畜には、次の事項を証明し、ウルグアイ国領事により認証された原産国の農業省及至は当該事務所が発給する証明書が添えられてなければならない。

a) 牛の場合：

- 1) 原産国において牛疫が存在しないか及至は過去5か年間存在していないこと。
- 2) 原産国において伝染性肺炎が存在しないか及至は過去6か月間存在していないこと。
- 3) 家畜の原産地（県、州、郡等）において、口蹄疫が存在しないか及至は船積み前の3か月間存在していないこと。

b) 羊及び山羊の場合：

- 1) 原産国において牛疫が存在しないか及至は過去5か年間存在していないこと。
- 2) 家畜の原産地（県、州、郡等）において、口蹄疫及び羊の天然痘が存在しないか及至は船積み前の3か月間存在していないこと。
- 3) 山羊の場合は、その他原産国においてブルセラ病が存在しないことを証明すること。

c) 豚の場合：

- 1) 原産国において牛疫が存在しないか及至は過去5か年間存在していないこと。
- 2) 家畜の原産地（県、州、郡等）において、口蹄疫、丹毒及び豚コレラが存在しないか及至は船積み前の3か月間存在していないこと。

d) 馬の場合：

- 1) 原産国において牛疫が存在しないか及至は過去12か月間存在していないこと。
- 2) 家畜の原産地（県、州、郡等）において、口蹄疫、丹毒及び豚コレラが存在しないか及至は船積み前の3か月間存在していないこと。

e) 馬の場合：

- 1) 原産国において牛疫が存在しないか及至は過去12か月間存在していないこと。
- 2) 家畜の原産地（県、州、郡等）において、船積み前の3か月間いかなるケース馬鼻疽も発生していないこと。

e) 同様に同証明書においては、これを添える家畜がバング病（伝染性流産）及びヨーネ病の血清学的検査の結果ネガティブの反応を示したこと並びにヨーネ病についてはマイコバクテリウムによる直接検査が行われたことを証明しなければならない。

(以下省略)

(検査)

第13条 海外より輸入される家畜で検査を行わなければならないものは、検査所において衛生観察に付せられる。

a) 馬：

最低5日間の観察に付せられ、この間マレイン診断液による検査が行われる。特定の反応を示した馬は、8日以内に再度船積みされるか及至は賠償の権利なしに殺処分される。

b) 牛：

最低30日間の観察に付せられ、この間にツベルクリン反応検査が行われる。陽性反応を示した家畜の持ち主に対しては、8日以内に再度船積みするか及至は賠償の権利なしに殺処分するか問い合わせる。

c) 豚：

最低10日間の衛生観察に付せられ、この間ツベルクリン反応検査が行われる。陽性反応を示した動物については馬に対すると同様の措置がとられる。

d) 羊及び山羊：

最低10日間の衛生観察に付せられる。

e) 上記b)及びc)項の家畜で、夫々検査で疑わしい反応を示したものは、新たな検査を行うために適当と判断される期間中、衛生観察が継続される。

f) 全ての繁殖用の牛、馬、豚、羊及び山羊は、検査期間中バング病（伝染性流産）の診断検査に付せられ、陽性反応を示した家畜に対しては、家畜衛生警察が適切と判断する措置がとられる。

g) 前項に述べる家畜は、馬を除き、検査期間中細菌性カルブンケルの予防ワクチンを投与されなければならない。同要件を満たさない家畜は、いかなるものといえども検査所を出ることが許可されない。

(以下省略)

(輸出)

第48条 輸出される全ての動物、動物製品及び調整品は、家畜衛生警察による検査を受けなければならない。同警察は、良好な衛生条件にないいかなる動物及至は動物製品の輸出を許可しない。

第49条 税関事務所は、家畜衛生警察により発給された許可書が添付されていない限り、動物及び全ての動物製品及び調整品の船積み及至は持ち出しを許可しない。
(以下省略)

1939年10月11日付政令
オウム類に属する鳥の輸入禁止。
(内容省略)

1951年9月18日付政令
ニューカッスル病ウイルスに汚染されている国よりの鶏及び鶏卵の輸入禁止。
(内容省略)

1957年1月31日付政令
馬の脳脊髄炎を1910年法律第3, 807号(家畜衛生警察法)第2条に組み入れ、この伝染病が確認された国よりの馬の輸入を禁止。
(内容省略)

1957年12月26日付政令
観光客により持ち込まれる犬及び猫の輸入に関する規則を制定。
(内容省略)

1961年2月23日付政令
冷蔵または凍結精子の輸出入に関する規則を制定。
(内容省略)

1963年9月5日付政令
アフリカ豚コレラを1910年法律第3, 807号(家畜衛生警察法)第2条に組み入れ、アフリカ大陸、スペイン、ポルトガル及びこの伝染病が確認され及至は疑いのある国よりの豚及び同製品の輸入を禁止。
(内容省略)

1980年1月21日付政令第35号
生、乾燥及び塩蔵皮の輸入のための衛生証明に関する規則の制定。
(内容省略)

1980年2月20日付政令第98号
家畜の精子、授精卵の輸出入に関する規則の制定。
(内容省略)

1982年5月20日付政令第175号
輸入する家畜、同製品及び調整品の原産国の衛生条件がウルグアイの要求する条件を満たしている旨の農薬水産省獣医サービス総局の証明の添付なくして、これらの輸入許可を付与しないことを規定するとともにブラッセル関税番号を用いて、同規定に該当する産品を指定。
(内容省略)

1982年5月28日付獣医サービス総局決議
牛の精子の輸入は、獣医サービス総局が指定した原産国の種牛センターにおいて採取した精子のみに限り、各伝染病毎の衛生検査基準を規定。
(内容省略)

1981年8月4日付農薬水産省令
生きた家畜の輸出のための衛生検査手続きを規定。
(内容省略)

1992年1月3日付政令第5号
精子及び授精卵の衛生条件を規定。
(内容省略)

1992年5月6日付政令第182号

精子及び授精卵の輸出入を自由化。

(内容省略)

1993年1月12日付政令第14号

動物及び同製品の輸入のための衛生関係手続きを簡略化。

(内容省略)

家畜の輸送、展示会及び見本市

(輸送)

1971年9月23日付政令第610号

家畜輸送用車両の清掃及び消毒に関する規則を更新。

(内容省略)

(展示会及び見本市)

1949年6月15日付政令

家畜の展示会、見本市、競売会等の開催に適用される規則の制定（出展家畜の薬浴、衛生証明の所持、疥癬及びブルセラ病の検査の義務等の家畜衛生関係措置を含む）。

(内容省略)

1978年4月26日付政令第226号

上記1949年6月15日付政令を更新。

(内容省略)

1978年6月14日付政令第335号

上記1978年政令第226号を一部改訂。

(内容省略)

動物医薬品

1936年3月20日付政令

行政府による公的な検定に合格しない動物医薬品の輸入、製造、販売及び使用を禁止するとともに、製造者の条件、輸入医薬品の条件、試験規則、販売のための条件、管理等に関する規則を制定。

(内容省略)

1961年9月21日付政令

動物医薬品の自由輸入許可リストに不活化ウイルスより製造されたニューカッスル病ワクチンを追加。

(内容省略)

1962年4月5日付政令

家畜の中性化及び肥満化のために使用する医薬品の輸入、製造、販売及び使用を禁止。

(内容省略)

1972年3月2日付家畜衛生局決議

マレック病ワクチンの輸入に関する規則を制定。

(内容省略)

1972年5月17日付家畜衛生局決議

上記1972年3月2日付決議を改訂。

(内容省略)

1973年10月4日付獣医サービス総局決議

テトラゾールd-及び1-の塩化水素塩を基礎とする牛、羊、豚の寄生虫駆除剤の薬量を決定。
(内容省略)

1974年8月8日付獣医サービス総局決議

現在販売されている燐化合物を基礎とするダニ用薬浴剤の浴湯中の濃度(1,000リットル当たりの添加量)を規定。
(内容省略)

1975年4月25日付家畜衛生局決議

鶏伝染性気管支炎用ワクチンの輸入許可。
(内容省略)

1977年1月12日付農薬水産省令

ヘキサクロシクロヘキサンを基礎とする殺虫剤及び家畜並びに植物衛生用薬品の輸入、製造、処方を禁止。
(内容省略)

1986年11月27日付農牧水産省令

クロラムフェニコールを基礎とする動物医薬品の輸入、製造、販売及び使用許可の取消。
(内容省略)

1989年5月10日付政令第219号

牛、羊、豚、馬及び鶏の成長または肥満促進のための医薬品の輸入、製造、販売及び使用を禁止。
(内容省略)

酪農

1918年10月8日付政令

全ての乳牛のツベルクリン反応検査の義務化。
(内容省略)

1936年9月30日付政令

民間獣医師により行われたツベルクリン反応検査に公的有効性を付与。
(内容省略)

1948年1月12日付法律第11,030号

直接消費用牛乳の格付及び衛生管理規則の制定。
(内容省略)

1963年8月22日付政令

全国牛乳生産者組合(CONAPROLE)へ牛乳を納入する生産者が一定の条件を満たした場合の奨励価格の恩恵を受けるための規則(家畜衛生条件を含む)を制定。
(内容省略)

1967年2月16日付政令第90号

全国牛乳生産者組合(CONAPROLE)へ牛乳を納入する生産者が奨励価格の恩恵を受けるために満たさなければならない条件を規定(家畜衛生条件を含む、上記1963年政令を改訂)。
(内容省略)

馬の衛生

1972年9月21日付政令第631号

馬伝染性貧血を1910年法律第3,807号(家畜衛生警察法)第2条に組み入れ。

1977年7月29日付政令第378号

国の馬産に影響を与える伝染病より馬を保護するための衛生措置に関する現行規則の改訂（競馬用馬の登録及び持ち込み、持ち出しに関する規則等の制定）。

（内容省略）

1978年1月25日付政令第44号

上記1977年政令第378号の一部改訂。

（内容省略）

JICA